

大磯町地域福祉計画

～おおきな海と空のもと 一緒に育て
共に支え合う福祉のまち、大磯～

令和5年度～令和9年度

令和5年3月

大磯町

計画の策定にあたって

近年、我が国では、少子高齢化がますます進展し、単身世帯の増加、地縁・血縁の希薄化等に加え、社会経済情勢が目まぐるしく変化しています。こうした中、高齢者の孤独死、子育てに悩む保護者の孤立、子どもや高齢者に対する虐待や自殺者の増加、8050問題等、これまで推進してきた福祉の分野ごとの枠組みでは支援が困難な地域生活課題への対応が急務になっています。



また、新型コロナウイルス感染症は、人々の日常生活や、地域における様々な活動に影響を及ぼし、地域のつながりの希薄化の進展に拍車をかけました。

このように社会全体が急速に変化していく中で、本町におきましても、これまでの分野ごとの福祉の推進を継続していくことに加えて、複雑的、複合的な課題を抱えている家庭への支援体制を構築していく必要があり、課題解決のための方向性を定める必要があります。

そのため、地域の支え合い、助け合いによる「地域共生社会」の実現を目指し、地域福祉を推進する「大磯町地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画を着実に実行し、本計画の基本理念である「誰もが自立した生活が送れ、ともに支え合う自助・共助（互助）・公助のバランスがとれた安心してくらするまち おおいそ」を実現していくためには、町や社会福祉協議会が積極的に取り組んでいくことに加え、住民の皆様、地域、団体との連携・協力が必要不可欠になります。より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、大磯町地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめとした各関係機関の皆様、アンケート調査やパブリック・コメントにご協力いただきました多くの住民や関係団体、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和5年3月

大磯町長 池田東一郎

目次

第1章 計画の基本事項	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	3
3 計画の期間.....	5
4 計画の策定体制.....	5
第2章 大磯町の現状と地域福祉の課題	6
1 統計データ等から見る大磯町の現状.....	6
2 アンケート結果.....	16
3 福祉関係者ヒアリングの意見.....	35
4 地域福祉の推進における課題.....	37
第3章 地域福祉の基本方針	43
1 地域福祉の理念.....	43
2 計画の基本目標.....	44
3 SDGsとの関連性.....	45
4 施策体系.....	46
5 施策の展開の考え.....	48
第4章 施策の展開	49
基本目標1 地域を支えるひとづくり.....	49
施策1-1 啓発・広報活動の充実.....	49
施策1-2 多様な世代への福祉学習・教育の推進.....	50
施策1-3 交流活動の推進.....	51
施策1-4 地域福祉の担い手の育成・確保.....	52
基本目標2 誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり.....	54
施策2-1 見守り体制の強化.....	54
施策2-2 外出・移動支援の充実.....	55
施策2-3 安全・安心な環境整備.....	56
施策2-4 災害時や緊急時の支援体制の充実.....	57
施策2-5 防犯活動の推進.....	58

基本目標 3	適切な支援へつなげる体制づくり	59
施策 3-1	情報を届ける仕組みの充実	59
施策 3-2	包括的な相談支援体制の充実	60
施策 3-3	適切な福祉サービスの提供と質の向上	62
施策 3-4	権利擁護の充実	63
施策 3-5	関係団体との連携強化	64
施策 3-6	重層的な地域福祉ネットワークの構築	65
第 5 章	計画の推進	66
1	計画の推進体制	66
2	計画の点検・評価	67
資料編		68
1	策定経過	68
2	策定委員会規則	69
3	策定委員会委員名簿	71
4	用語解説	72



第 1 章 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、高齢者の孤独死、子育てに悩む保護者の孤立、子どもや高齢者に対する虐待や自殺者の増加、80代の親が50代の子どもの生活を支えるという8050問題等、これまでの高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など分野別の対応では解決することが難しい新たな問題が多く発生しています。

また、2015年9月には、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現のため、「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」が国連サミットにおいて全会一致で採択され、我が国においてもSDGsの実現に向けて、官民ともに取り組みが進められています。

こうした中、「地域共生社会」の実現に向け、行政だけでなく、企業・ボランティアやNPO、住民団体など多様な民間の主体が担い手となり、行政と協働しながら、きめ細かな活動により、地域生活課題を解決することが求められています。

高齢者、障がいのある人、子ども等、誰もが地域の中で安心して生き生きと暮らしていけるようにするためには、他人事になりがちな地域づくりを、地域住民一人ひとりが「我が事」として捉えていく仕組みづくりが重要であると考えられます。

地域福祉の充実と推進は、今まで以上に重要になってきており、多様化した福祉課題に対し、地域づくりの基盤を整え、人と地域に共感と協力の輪を広げていくことが必要です。

本町においても、「大磯町第五次総合計画」において、地域福祉の推進を掲げ、誰もが社会参加しながら、自立した生活が送れるよう地域で支え合いができるまちをめざして、施策を推進してきました。

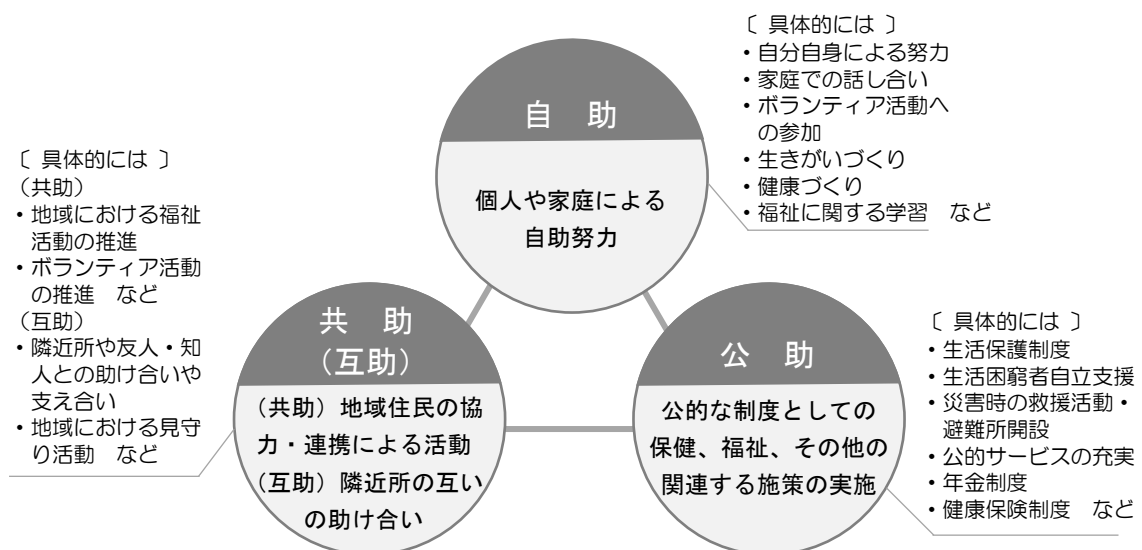
この度、地域福祉のより具体的な推進を図る必要性が高まってきたことから、誰もが住み慣れた地域で、性別、年齢、国籍、障がいの有無、価値観などの多様性が認められ安心して暮らせる、地域の支え合い、助け合いによる「地域共生社会」の実現を目指し、地域福祉を推進する「大磯町地域福祉計画」を策定します。

(2) 地域福祉の目的

「地域福祉」とは、地域において誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や事業者、関係機関・団体、行政がお互いに協力して地域生活課題の解決に取り組む考え方です。また、高齢者、障がい者、子ども等の分野ごとの制度ではなく、「地域」という視点で捉え、包括的に必要な支援を行っていくものです。

平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、本人とその属する世帯全体に着目し、福祉、介護、保健医療に限らない、地域生活課題を把握するとともに、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関と連携し、課題の解決を図っていくことが規定されています（法第4条）。地域生活課題の解決に向けて、自助、共助（互助）、公助の考えに基づいて、地域住民、事業者、関係機関・団体、行政のそれぞれが役割を果たし、連携して取組をしていくことが必要とされています。

さらに、これまでの福祉制度・政策と、人々の生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から表れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことを背景としており、令和2年6月の社会福祉法改正により、市町村における既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、複合化・複雑化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、「Ⅰ 相談支援」「Ⅱ 参加支援」「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」の「3つの支援」を柱とする一体的な取り組みとして重層的支援体制整備事業が創設されました。これにより、属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制を目指しています。



2 計画の位置付け

(1) 法律の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置付けます。

また、本計画は成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」と、社会福祉法第106条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含するものです。

<参考>

(社会福祉法)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第七十七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

<参考>

(社会福祉法)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

<参考>

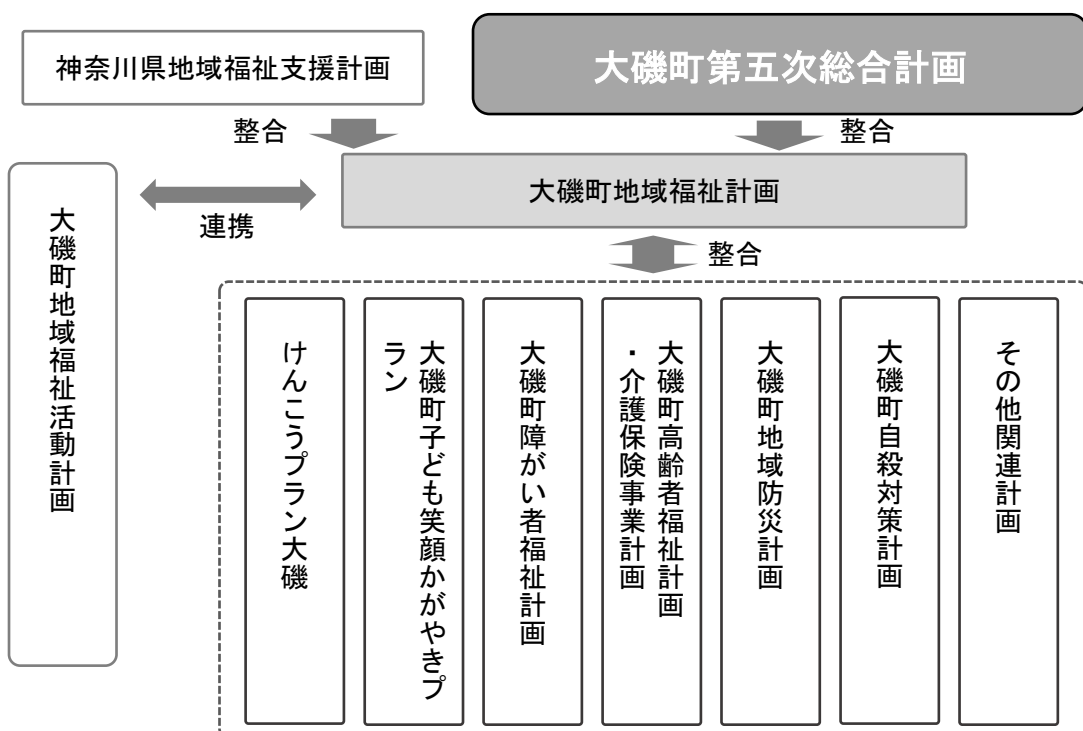
(成年後見制度の利用の促進に関する法律)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(2) 町政における位置付け

本計画は、町政の最上位計画「大磯町第五次総合計画」の施策の大綱「安全安心でいきいきとくらすまちづくり」の推進に向けて、福祉の各分野の上位計画として、保健・医療・福祉分野全体を推進する指針となります。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、地域の状況等を踏まえ、必要に応じて内容を見直します。

計画年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
総合計画	第5次（前期基本計画）					後期基本計画	
地域福祉計画	地域福祉計画						

4 計画の策定体制

（1）大磯町地域福祉計画策定委員会による協議

本計画を策定するにあたり、「大磯町地域福祉計画策定委員会」を設置し、各委員の専門的な見地から、計画の方向性や内容について意見・提言を受け、その意見を計画に反映させています。

（2）町民等のニーズの把握

地域福祉に関する課題やニーズ調査のため、住民を対象に「大磯町地域福祉に関するアンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）を実施し、意見や課題を計画に反映させています。

また、地域の福祉関係者や事業所へのヒアリング調査を行い、意見を計画に反映させています。

■ アンケート調査実施概要

調査対象	20歳以上の大磯町民 2,000人 を無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和4年2月3日から令和4年2月18日まで
回収結果	有効回答数：905件 有効回答率：45.3%

（3）パブリックコメントの実施

計画素案の段階で幅広く住民の意見を募り、計画へ反映するためパブリックコメントを実施しました。



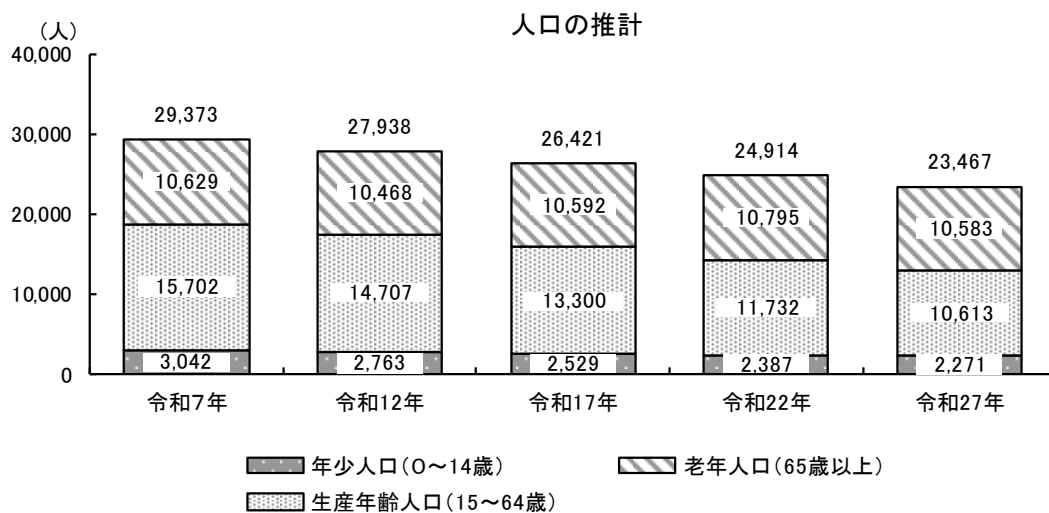
大磯町の現状と地域福祉の課題

1 統計データ等から見る大磯町の現状

(1) 大磯町における人口・世帯等の推移

① 人口の推計

本町の人口は、令和7年以降、本格的な減少局面に向かい、令和27年には23,467人と令和4年から約8,000人減少すると予測されます。

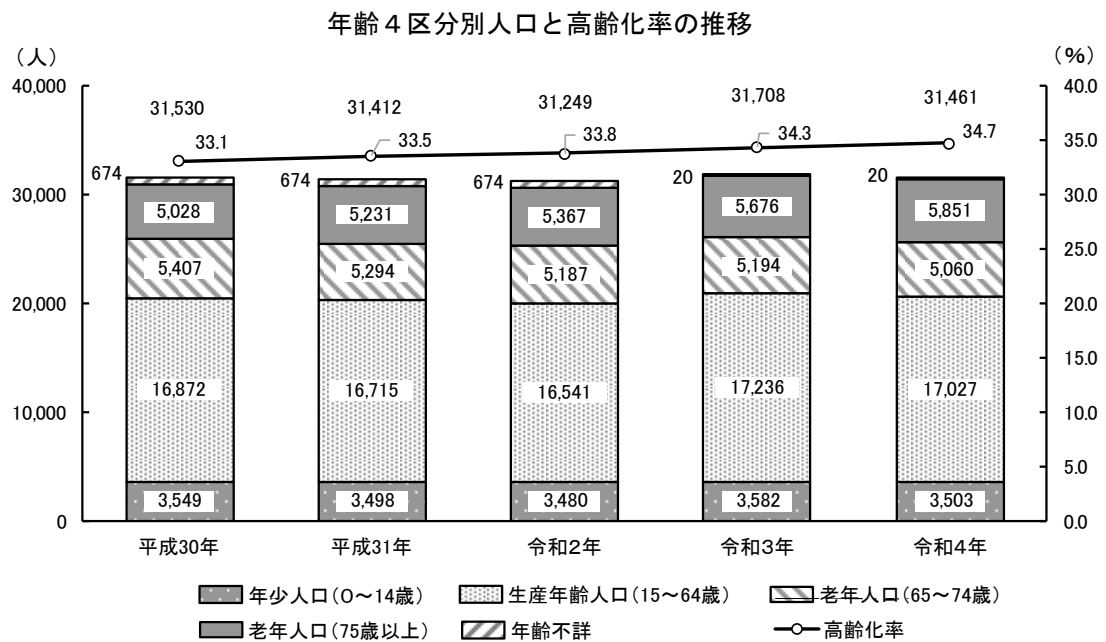


資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口または人口ビジョン」

② 年齢4区分別人口と高齢化率の推移

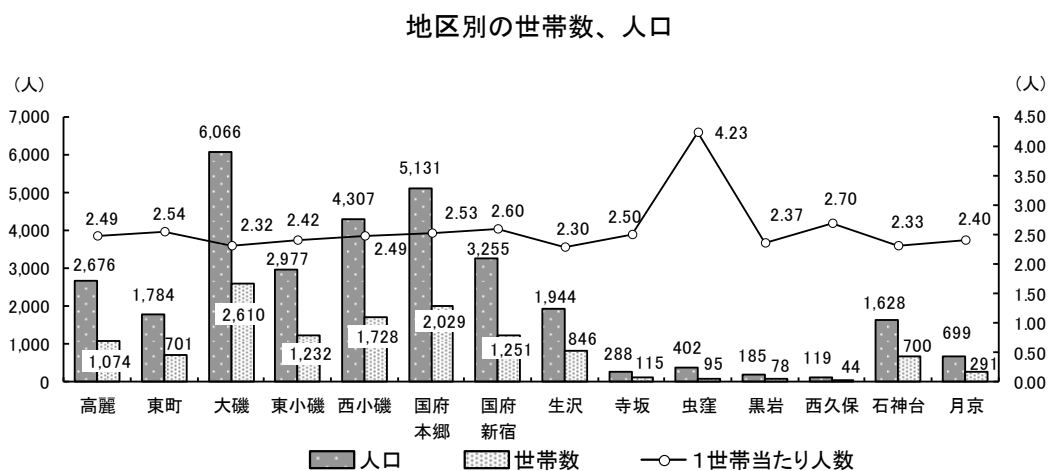
本町の人口は、増減を繰り返しながら横ばい傾向にあり、令和4年現在で31,461人となっています。

年齢4区分別でみると、生産年齢人口、老年人口（75歳以上）は増加傾向となっており、高齢化率もわずかに上昇を続け、令和4年現在で34.7%となっています。



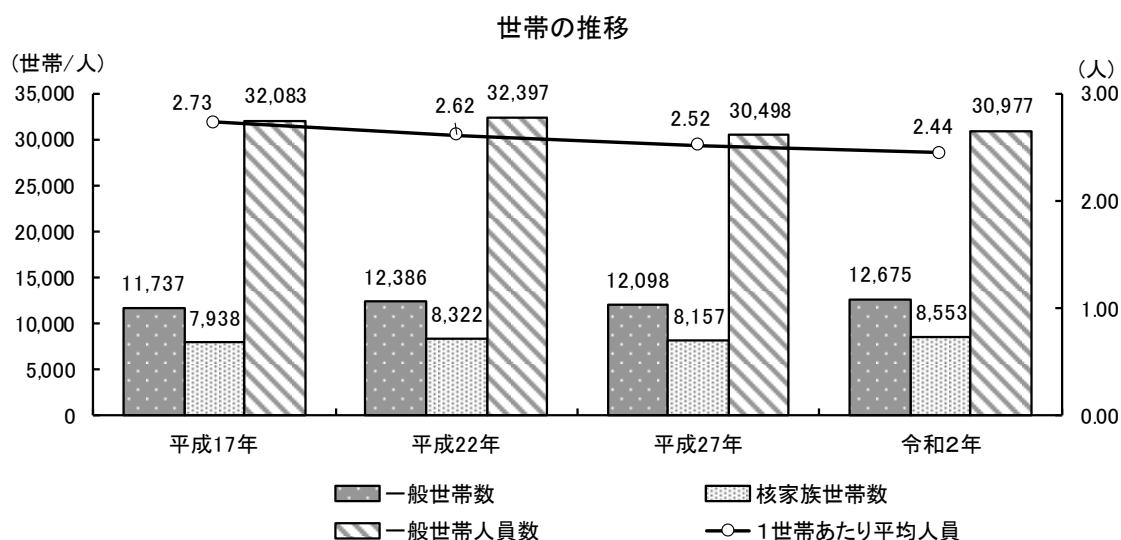
③ 地区別の世帯数、人口

本町の地区別の人口、世帯数は大磯、国府本郷、西小磯で多くなっています。また、1世帯当たり人数でみると、虫窪が最も多く、1世帯当たり4.2人となっています。



④ 世帯の推移

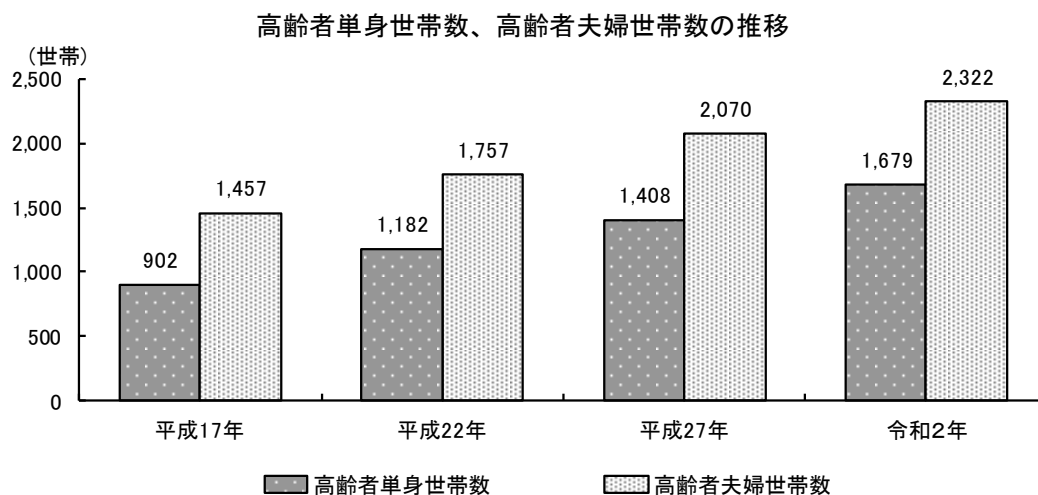
本町の一般世帯数は、平成17年以降増加傾向にあり、令和2年には12,675世帯と
なっています。同様に核家族世帯数も増加傾向にあり、令和2年には8,553世帯とな
っています。一方、1世帯あたり平均人員は年々減少を続けており、令和2年には2.4
人となっています。



資料：国勢調査

⑤ 高齢者単身世帯数、高齢者夫婦世帯数の推移

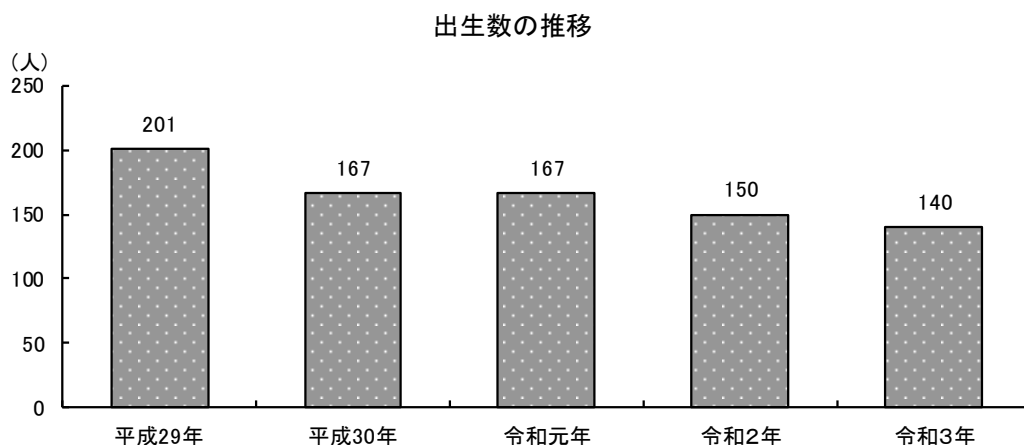
高齢者世帯は、年々増加しており、高齢者単身世帯数は平成17年から777世帯増加
し、令和2年で1,679世帯となっています。また、高齢者夫婦世帯数は865世帯増加
し、2,322世帯となっています。



資料：国勢調査

⑥ 出生数の推移

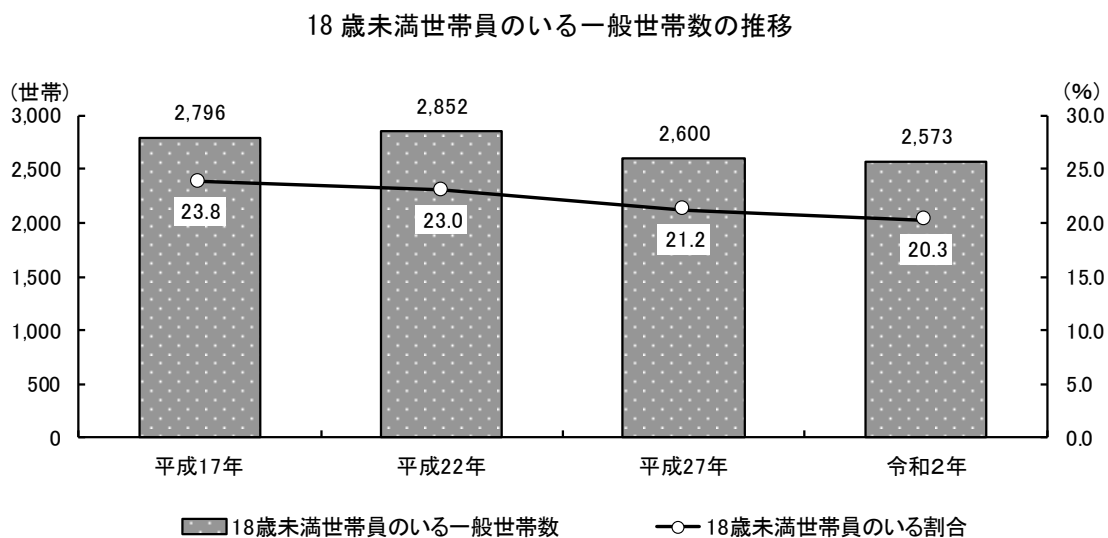
出生数は、減少傾向にあり、平成29年に比べ令和3年では61人減少し、140人となっています。



資料：神奈川県人口統計調査

⑦ 18歳未満世帯員のいる一般世帯数の推移

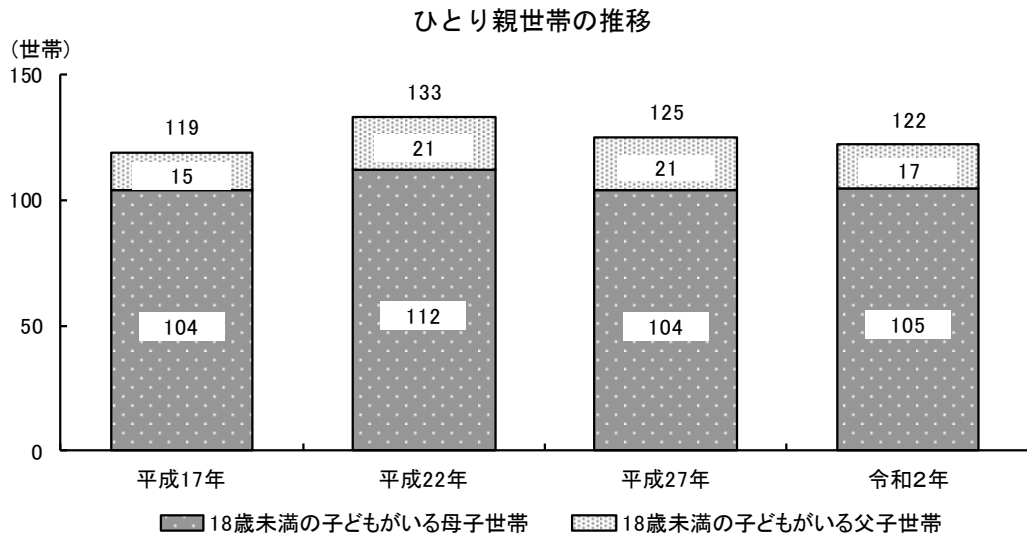
18歳未満世帯員のいる一般世帯数の推移は、減少しており、令和2年では2,573世帯となっています。また、一般世帯に占める18歳未満世帯員のいる割合も減少しており、令和2年で20.3%となっています。



資料：国勢調査

⑧ ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯の推移は、平成22年以降は減少傾向にあり、令和2年では122世帯と
なっています。

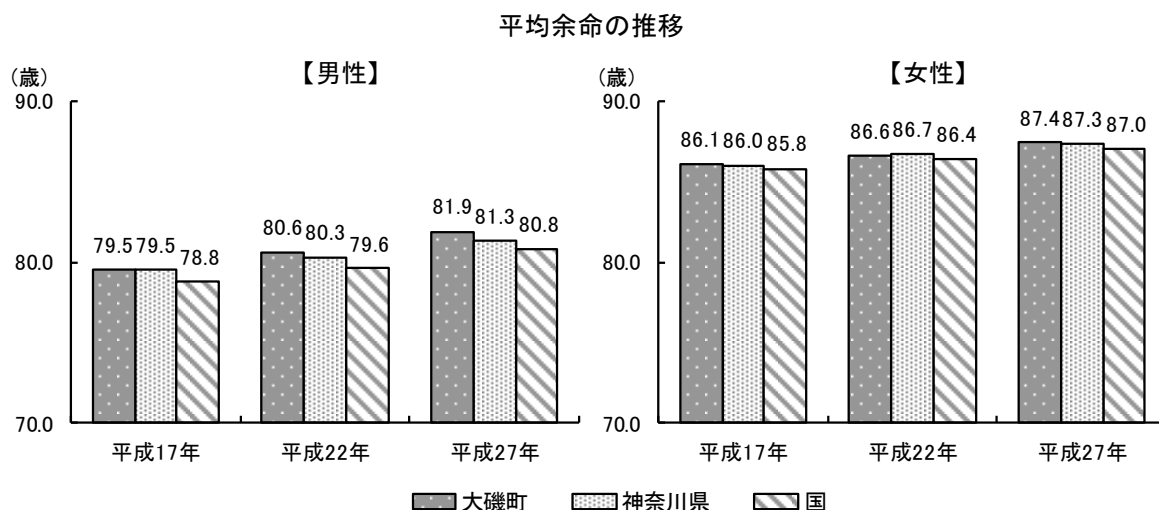


資料：国勢調査

(2) その他関連データから見る動向

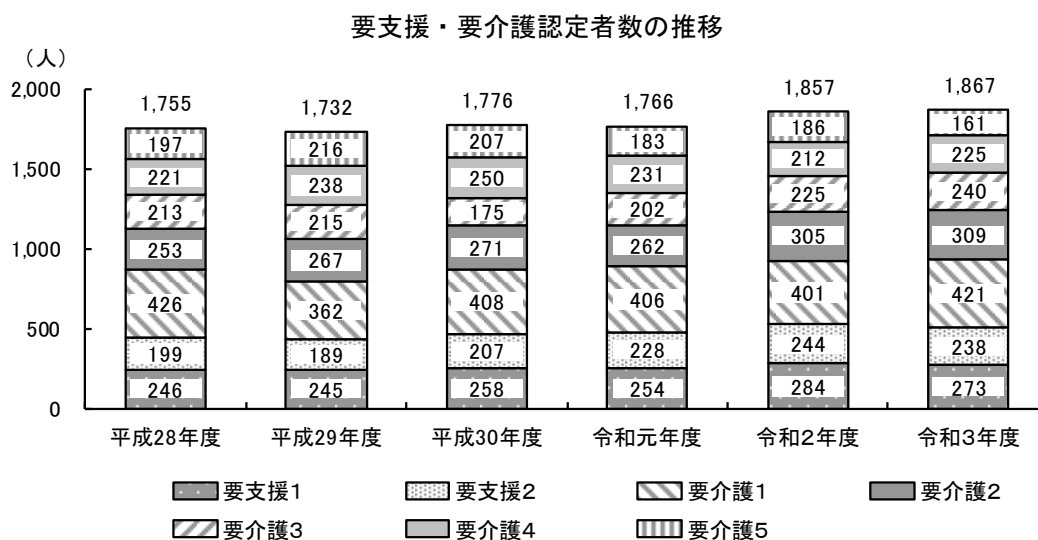
① 平均余命の推移

平均余命は、上昇しており、平成27年では男性81.9歳、女性87.4歳となっています。また、神奈川県、国に比べ高い水準で推移しています。



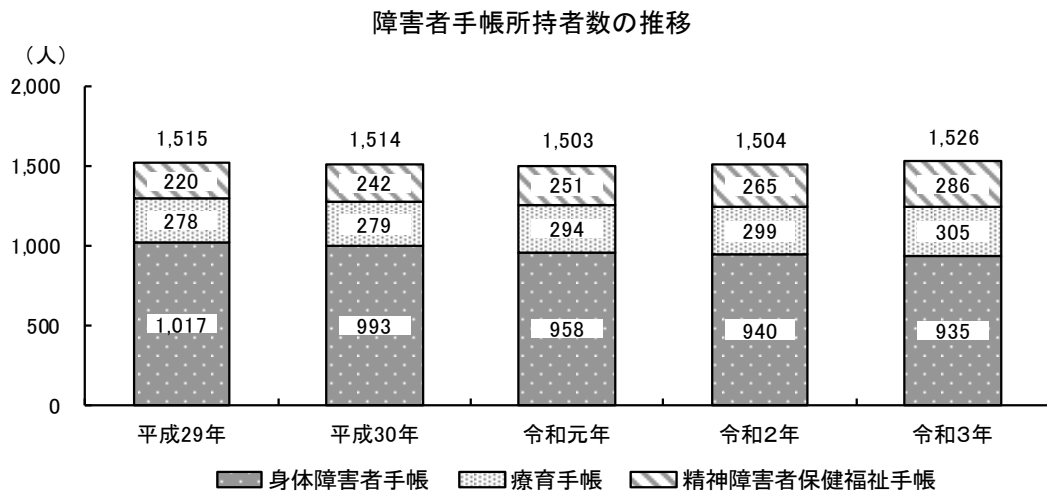
② 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、増加傾向にあり、令和3年度で1,867人となっています。特に、要介護2の人数が増加しています。



③ 障害者手帳所持者数の推移

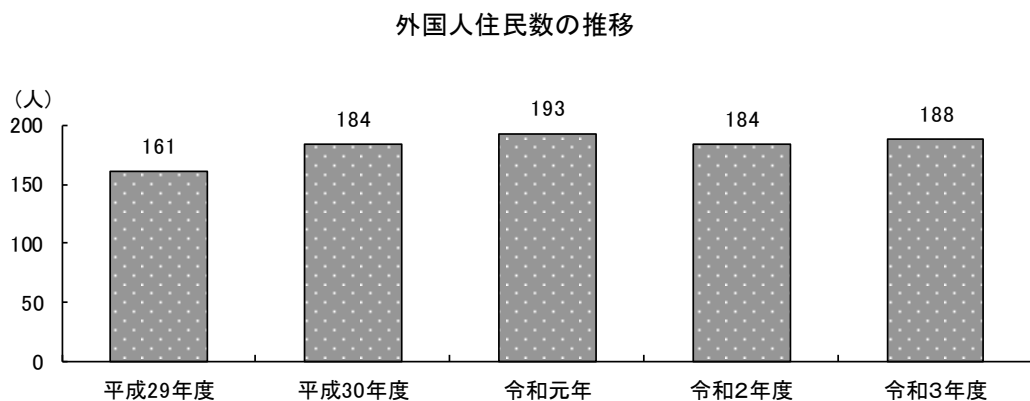
障害者手帳所持者数は、横ばい傾向にあり、令和3年で1,526人となっています。精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあり、令和3年で286人となっています。



資料：庁内資料（各年4月1日現在）

④ 外国人住民数の推移

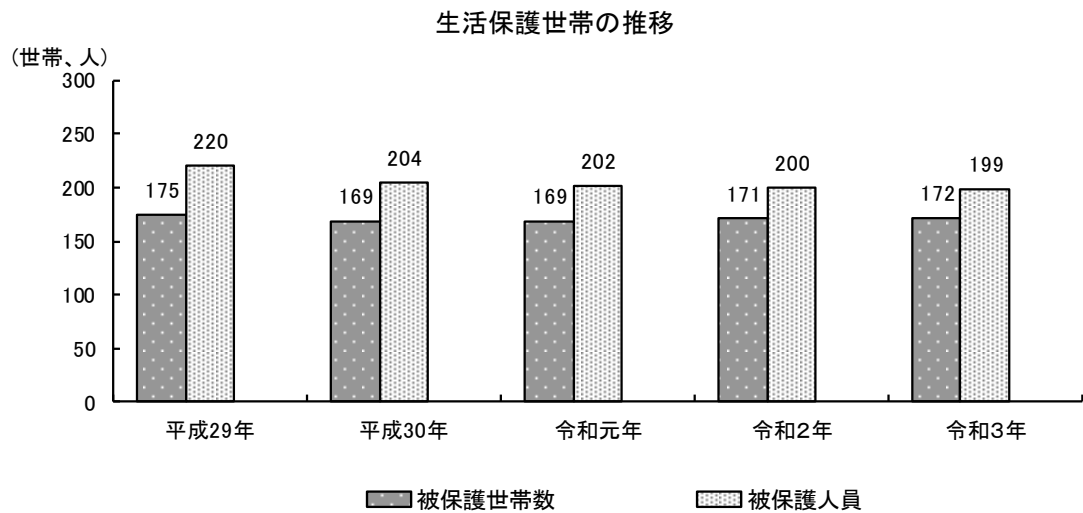
外国人住民数は、令和3年度で188人と、平成30年度以降横ばいで推移しています。



資料：住民基本台帳に基づく数値（各年3月末日現在）

⑤ 生活保護世帯の推移

生活保護世帯の世帯数は、大きな増減はみられず、令和3年で172世帯となっています。被保護人員については、減少傾向にあり、令和3年で199人となっています。

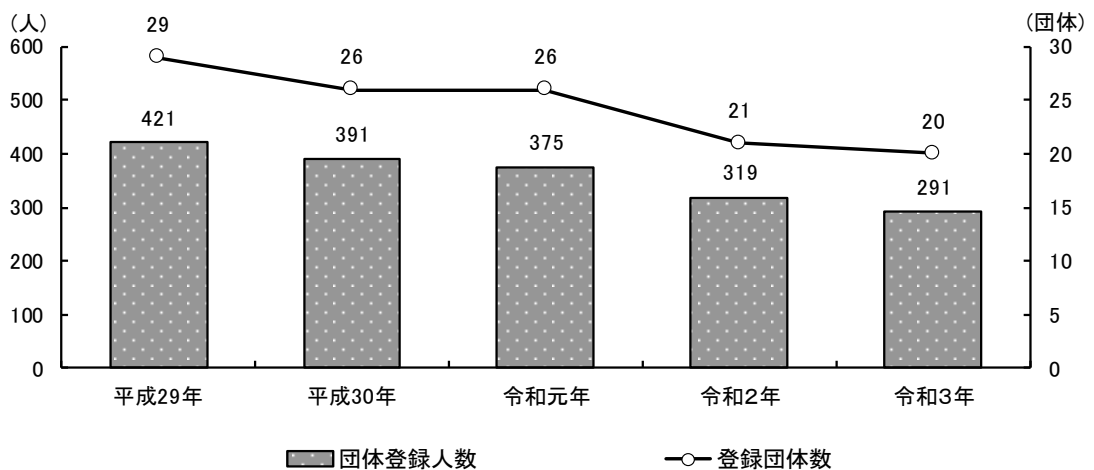


資料：生活保護月報（各年4月1日現在）

⑥ ボランティア登録団体数と登録人数の推移

ボランティア登録団体数と登録人数は、共に減少傾向にあり、令和3年でそれぞれ20団体、291人となっています。

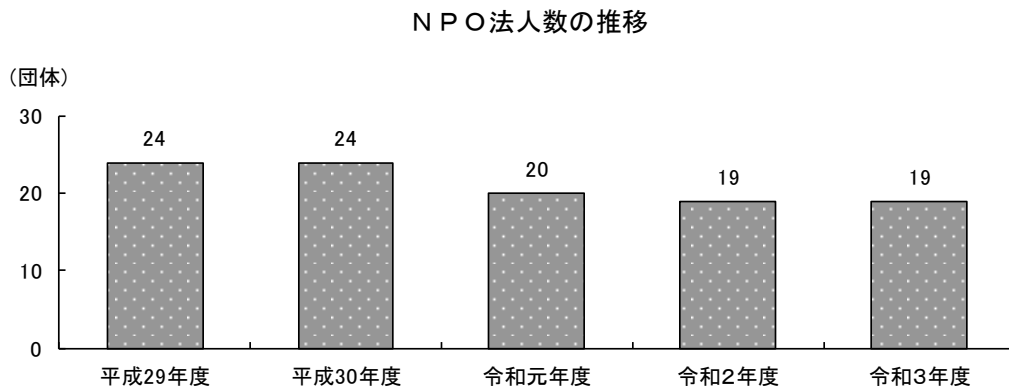
大磯町社会福祉協議会が育成しているボランティア登録団体数と登録人数の推移



資料：社会福祉法人大磯町社会福祉協議会事業報告書（各年3月31日現在）

⑦ NPO法人数の推移

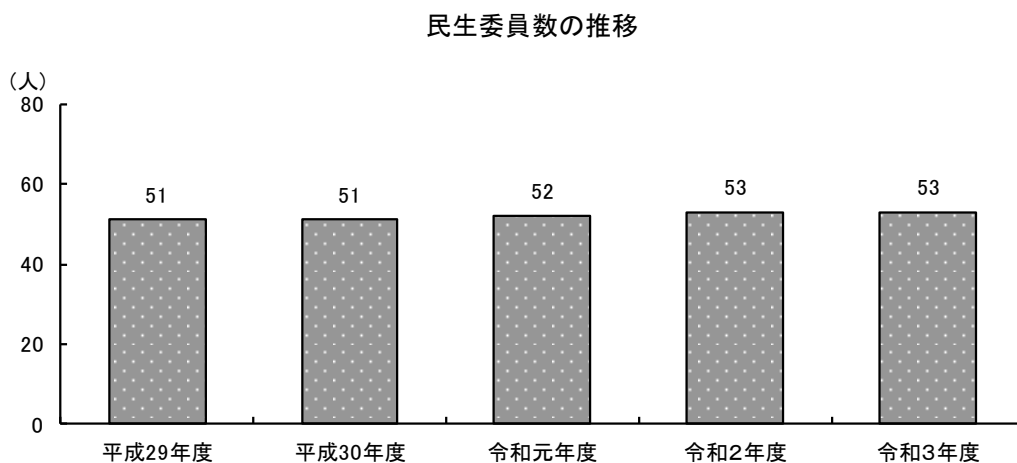
NPO法人数は、令和3年で19団体と、令和元年度以降横ばいとなっています。



資料：設立等の届出（各年度末現在）

⑧ 民生委員数の推移

民生委員数は、定員数54名に対して、全ての地区でほぼ充足されている状況です。

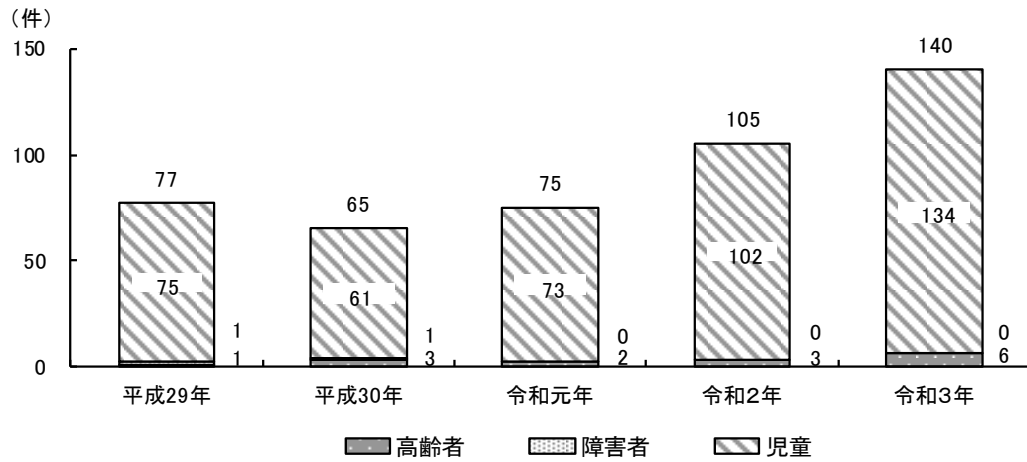


資料：大磯町民生委員児童委員協議会名簿（各年度3月31日時点）

⑨ 虐待に関する相談数の推移

虐待に関する相談数は、児童に関するものが大半を占めています。相談数は増加傾向にあり、令和3年で140件となっています。

虐待に関する相談数の推移



資料：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査における町の児童虐待等相談対応件数
(年度別相談種別)

2 アンケート結果

(1) 調査の概要

① 調査の目的

大磯町地域福祉計画の策定に先立ち、町民の皆様にご意見を伺い、地域福祉について、日常生活の現状や意識、福祉サービスや地域づくりに関するご意見などをお聞きし、計画策定の基礎資料として使わせていただくために、調査を実施するものです。

② 調査対象

20歳以上の大磯町民2,000人を無作為抽出

③ 調査期間

令和4年2月3日から令和4年2月18日まで

④ 調査方法

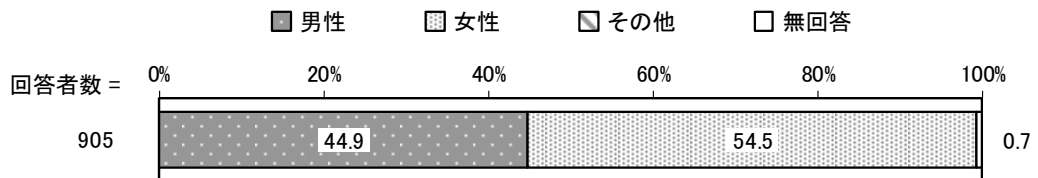
郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

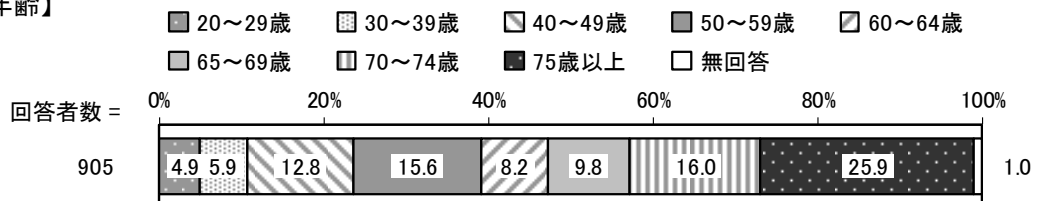
配布数	有効回答数	有効回答率
2,000 通	905 通	45.3%

⑥ 回答者属性

【性別】



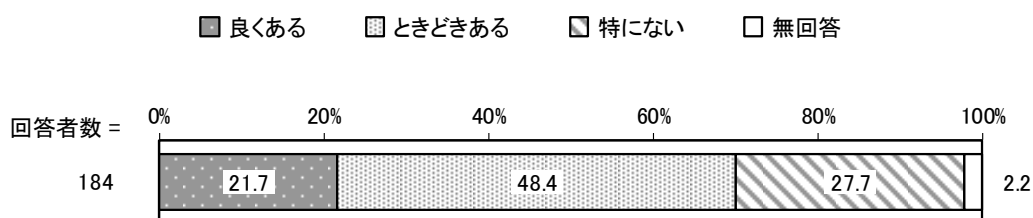
【年齢】



(2) 家庭の状況について

① 子育てや家族の介護・介助をしているなかでの生活上の悩みや不安

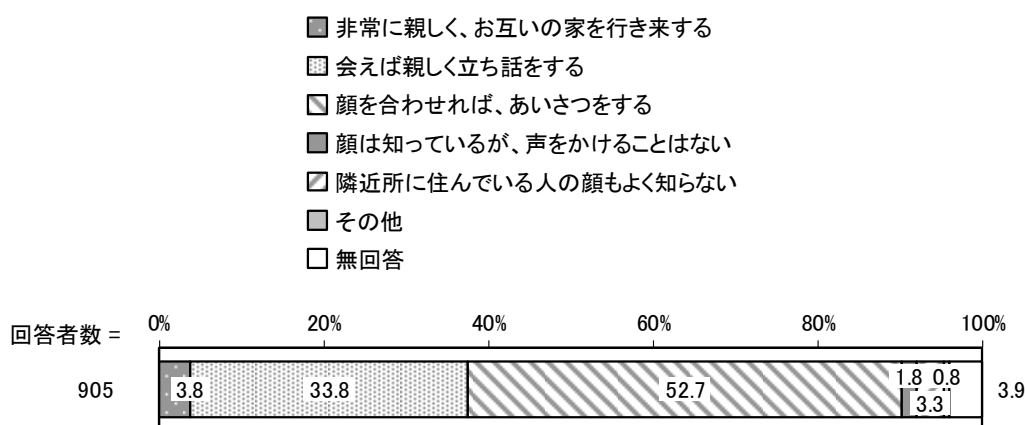
「ときどきある」の割合が48.4%と最も高く、次いで「特にない」の割合が27.7%、「良くある」の割合が21.7%となっています。



(3) 地域との関わり合いについて

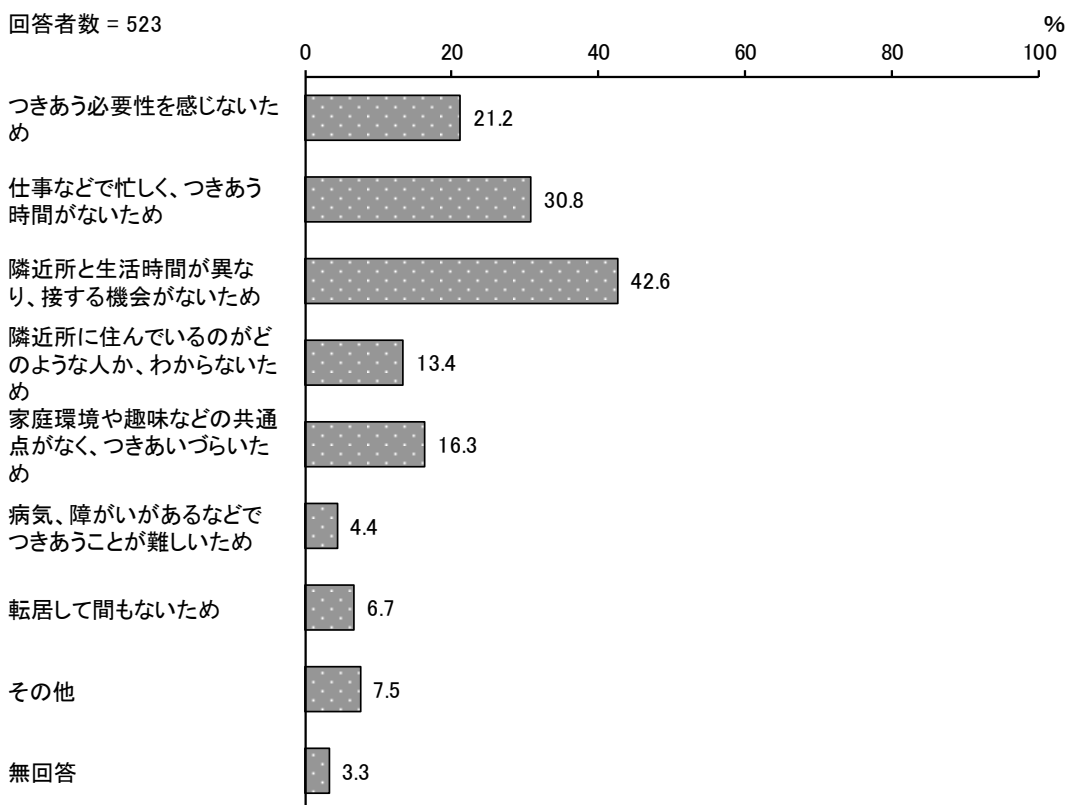
① ふだんの近所の人との付き合い

「顔を合わせれば、あいさつをする」の割合が52.7%と最も高く、次いで「会えば親しく立ち話をする」の割合が33.8%となっています。



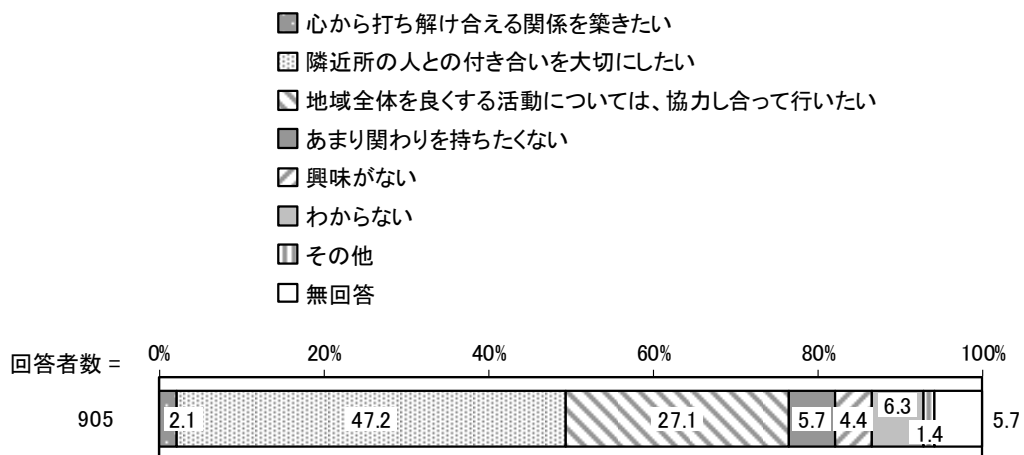
② 近所づきあいがあまりない理由

「隣近所と生活時間が異なり、接する機会がないため」の割合が42.6%と最も高く、次いで「仕事などで忙しく、つきあう時間がないため」の割合が30.8%、「つきあう必要性を感じないため」の割合が21.2%となっています。



③ 今後の近所との関わり

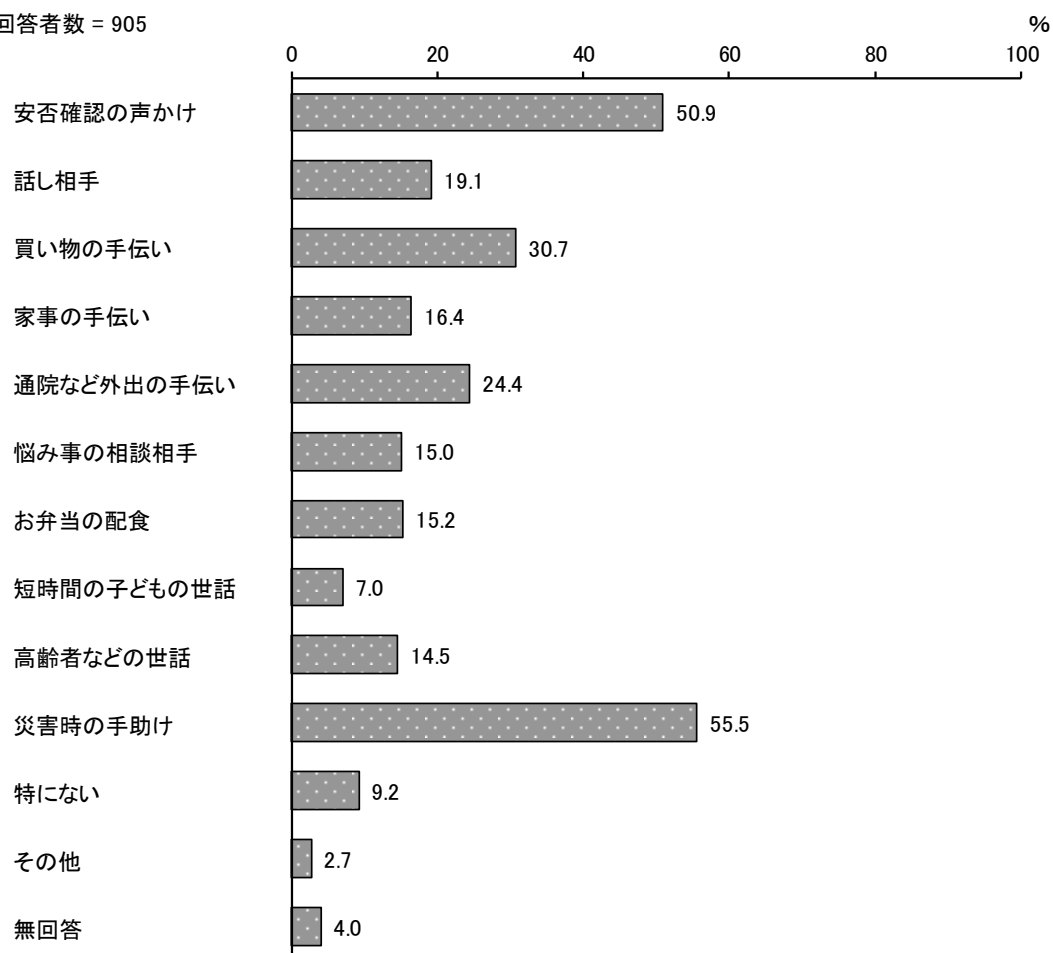
「隣近所の人との付き合いを大切にしたい」の割合が47.2%と最も高く、次いで「地域全体を良くする活動については、協力し合っていきたい」の割合が27.1%となっています。



④ 高齢や病気、または子育てなどで日常生活が不自由になった時、地域で手助けをしてほしいこと

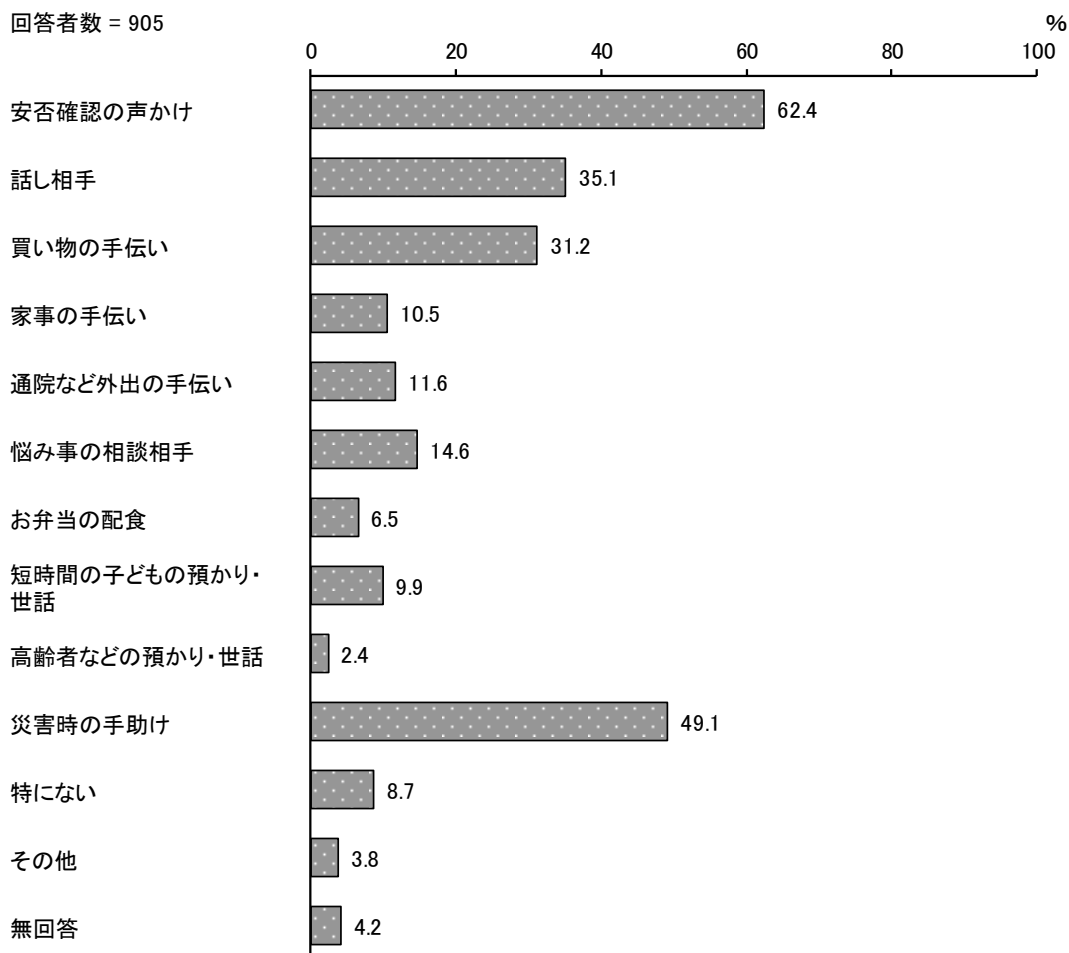
「災害時の手助け」の割合が55.5%と最も高く、次いで「安否確認の声かけ」の割合が50.9%、「買い物の手伝い」の割合が30.7%となっています。

回答者数 = 905



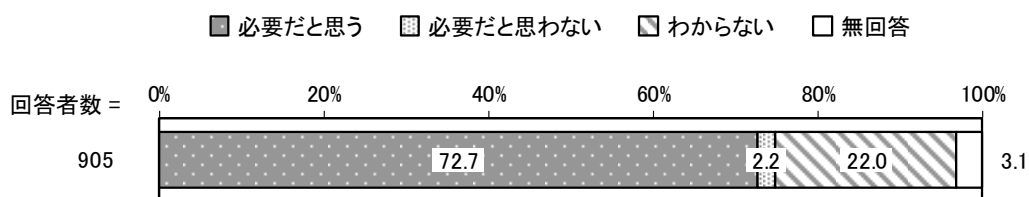
⑤ 隣近所の高齢者や障がいのある人、子育てなどで困っている世帯にできる手助け

「安否確認の声かけ」の割合が62.4%と最も高く、次いで「災害時の手助け」の割合が49.1%、「話し相手」の割合が35.1%となっています。



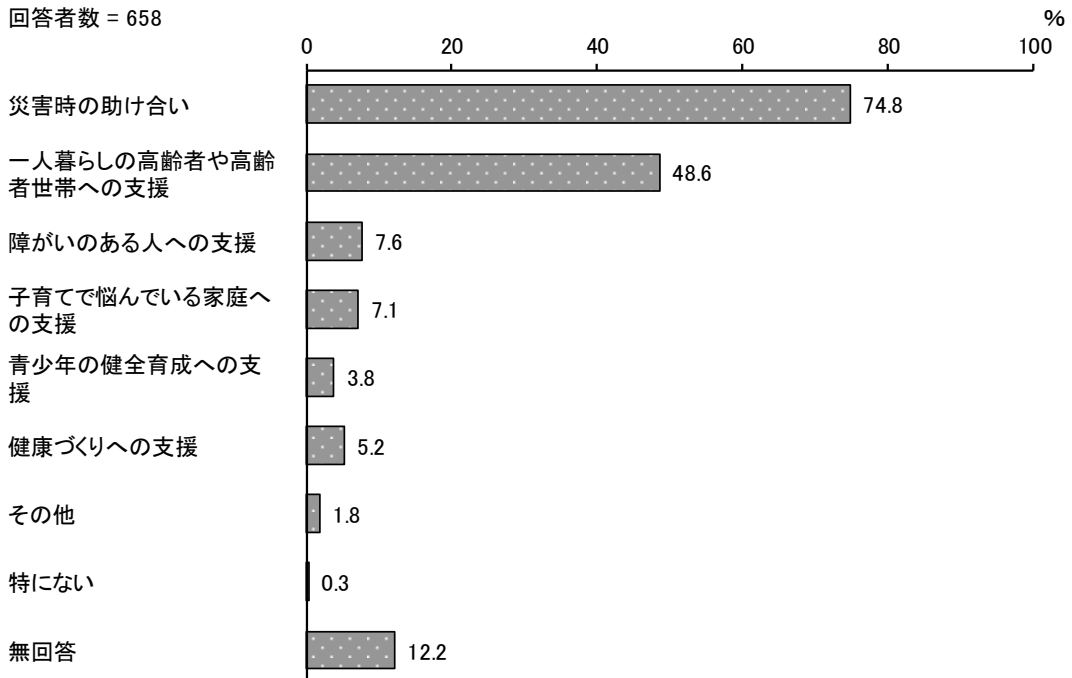
⑥ 地域社会での生活で起こる問題に対しての住民相互の自主的な協力関係の必要性

「必要だと思う」の割合が72.7%と最も高く、次いで「わからない」の割合が22.0%となっています。



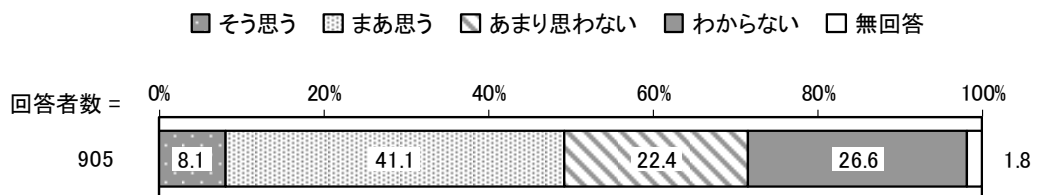
⑦ 地域の人たちが協力して、取り組んでいくことが特に必要な問題

「災害時の助け合い」の割合が74.8%と最も高く、次いで「一人暮らしの高齢者や高齢者世帯への支援」の割合が48.6%となっています。



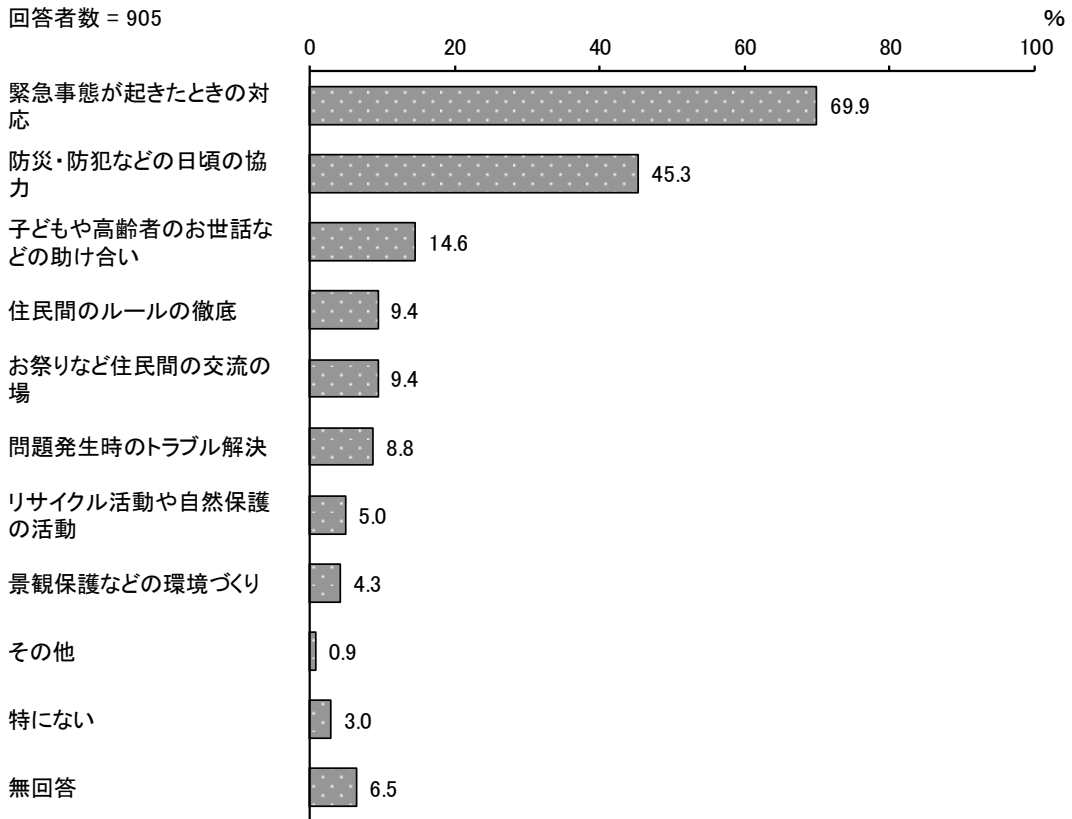
⑧ 住んでいる地域は、支援が必要な人にとって、安心して生活できる環境だと思うか

「まあ思う」の割合が41.1%と最も高く、次いで「わからない」の割合が26.6%、「あまり思わない」の割合が22.4%となっています。



⑨ 地域社会の役割について期待すること

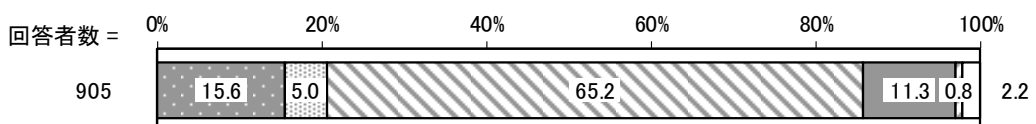
「緊急事態が起きたときの対応」の割合が69.9%と最も高く、次いで「防災・防犯などの日頃の協力」の割合が45.3%、「子どもや高齢者のお世話などの助け合い」の割合が14.6%となっています。



⑩ 今後、地域の中で起こる問題に対しての解決方法

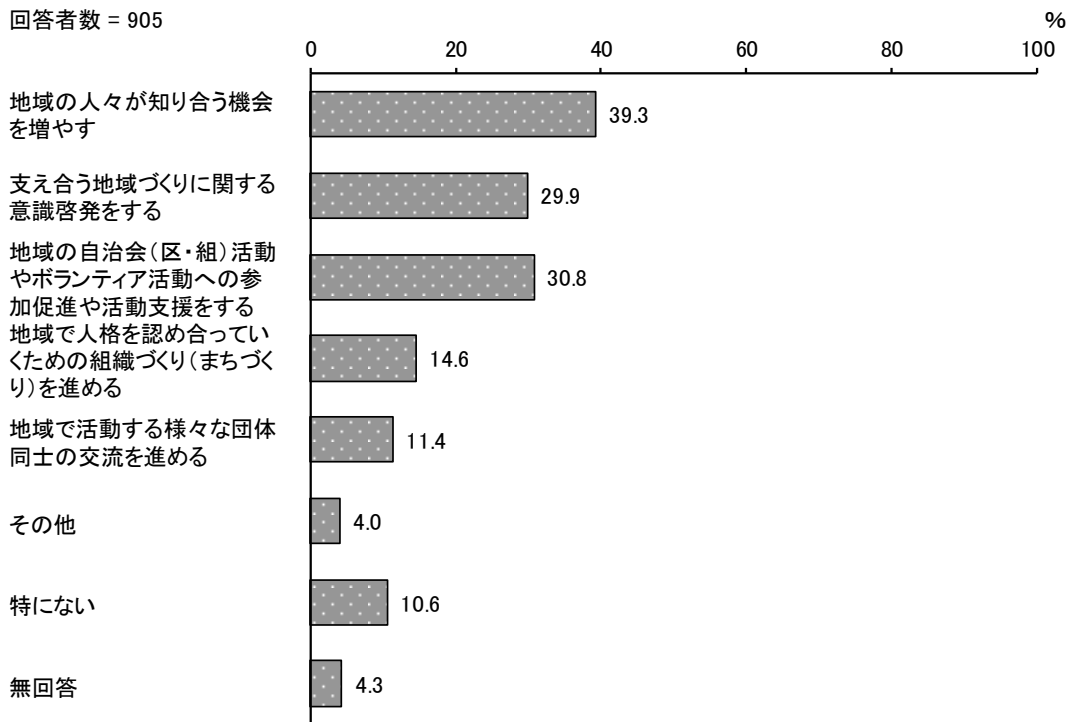
「行政と住民が協力して、解決方法を考えていきたい」の割合が65.2%と最も高く、次いで「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」の割合が15.6%、「行政に解決してもらえるように要求していきたい」の割合が11.3%となっています。

- 自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい
- ▨ 地域のことに熱心な人たちが考えてくれるので、その人たちに任せておきたい
- ▤ 行政と住民が協力して、解決方法を考えていきたい
- 行政に解決してもらえるように要求していきたい
- その他
- 無回答



⑪ 住民同士が共に支え合う地域づくりを進めるために必要な大磯町の支援

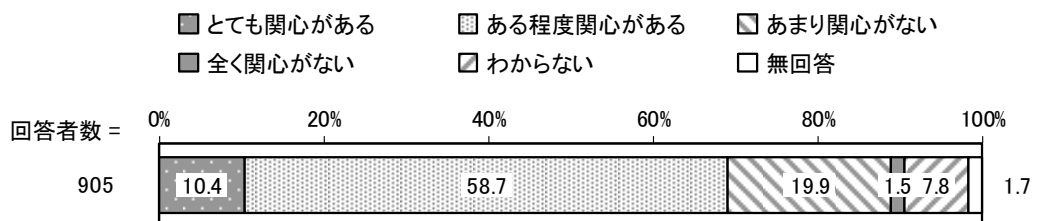
「地域の人々が知り合う機会を増やす」の割合が39.3%と最も高く、次いで「地域の自治会（区・組）活動やボランティア活動への参加促進や活動支援をする」の割合が30.8%、「支え合う地域づくりに関する意識啓発をする」の割合が29.9%となっています。



(4) 地域での活動や福祉について

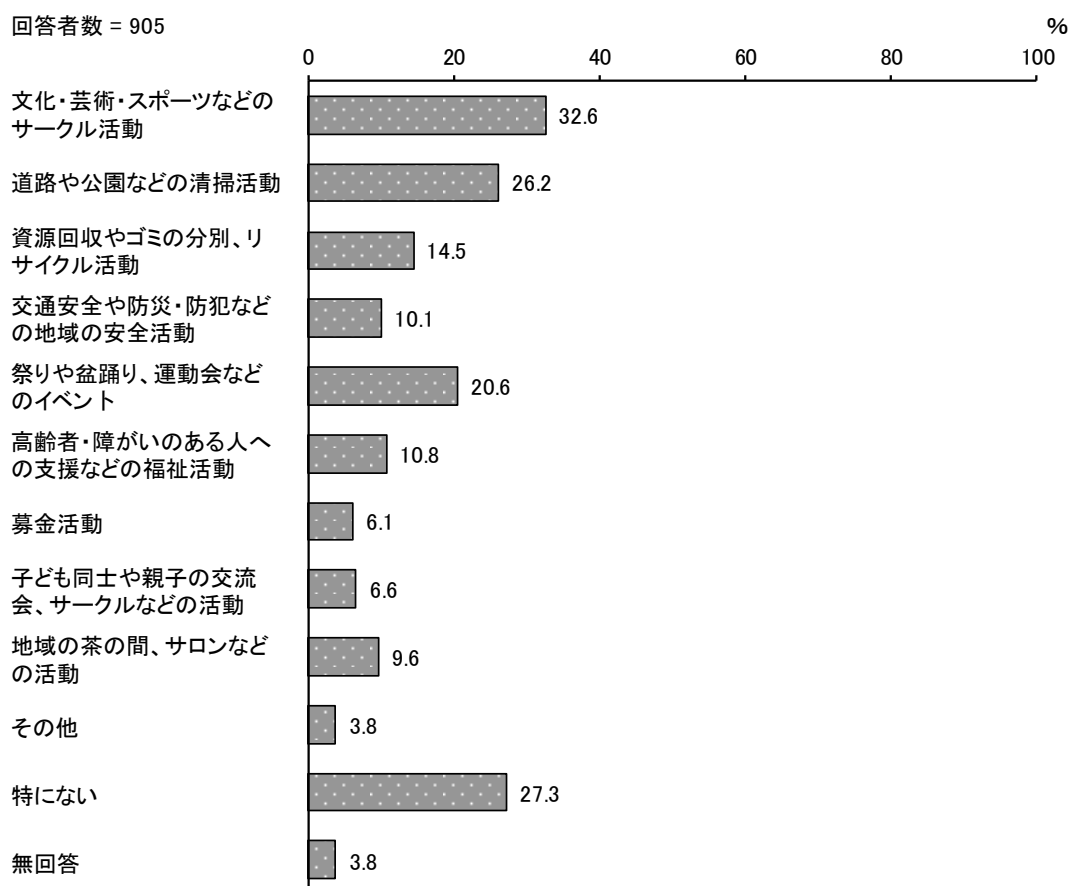
① 「福祉」への関心度

「ある程度関心がある」の割合が58.7%と最も高く、次いで「あまり関心がない」の割合が19.9%、「とても関心がある」の割合が10.4%となっています。



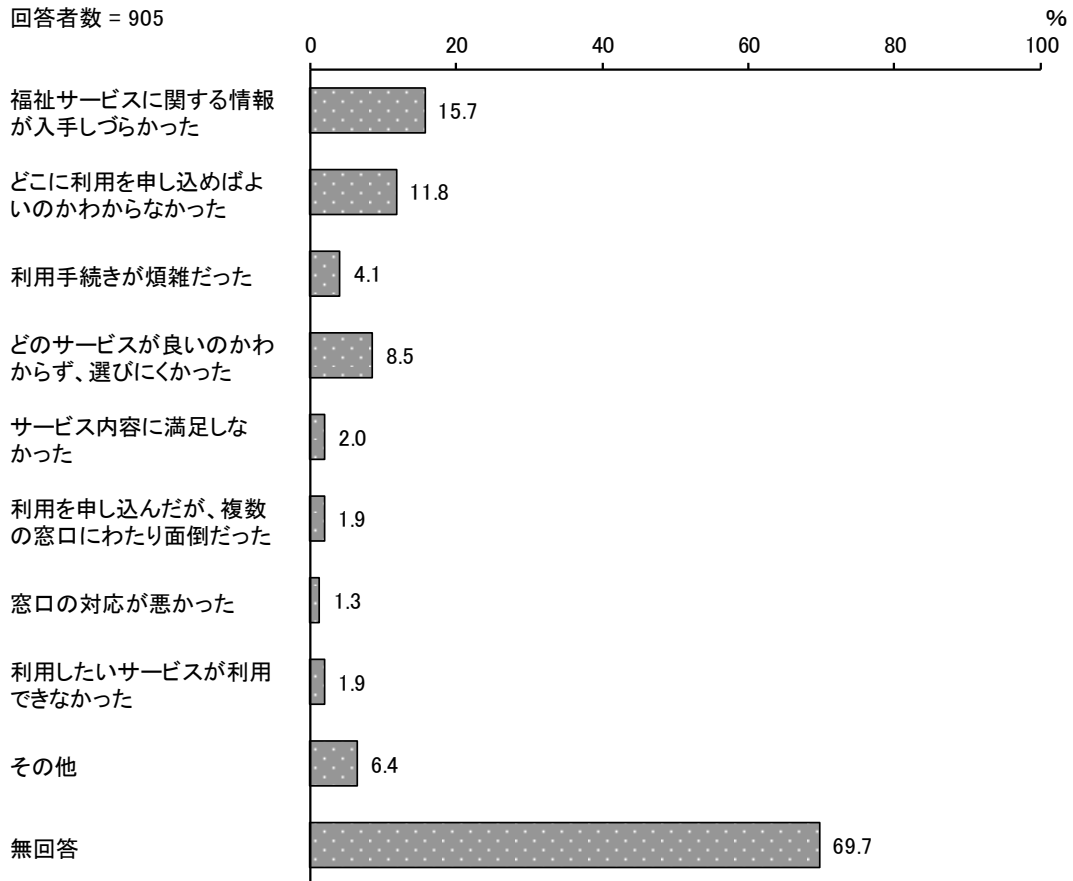
② 地域で行われている活動の中で、機会があれば参加したいもの、または参加しているもの

「文化・芸術・スポーツなどのサークル活動」の割合が32.6%と最も高く、次いで「特にない」の割合が27.3%、「道路や公園などの清掃活動」の割合が26.2%となっています。



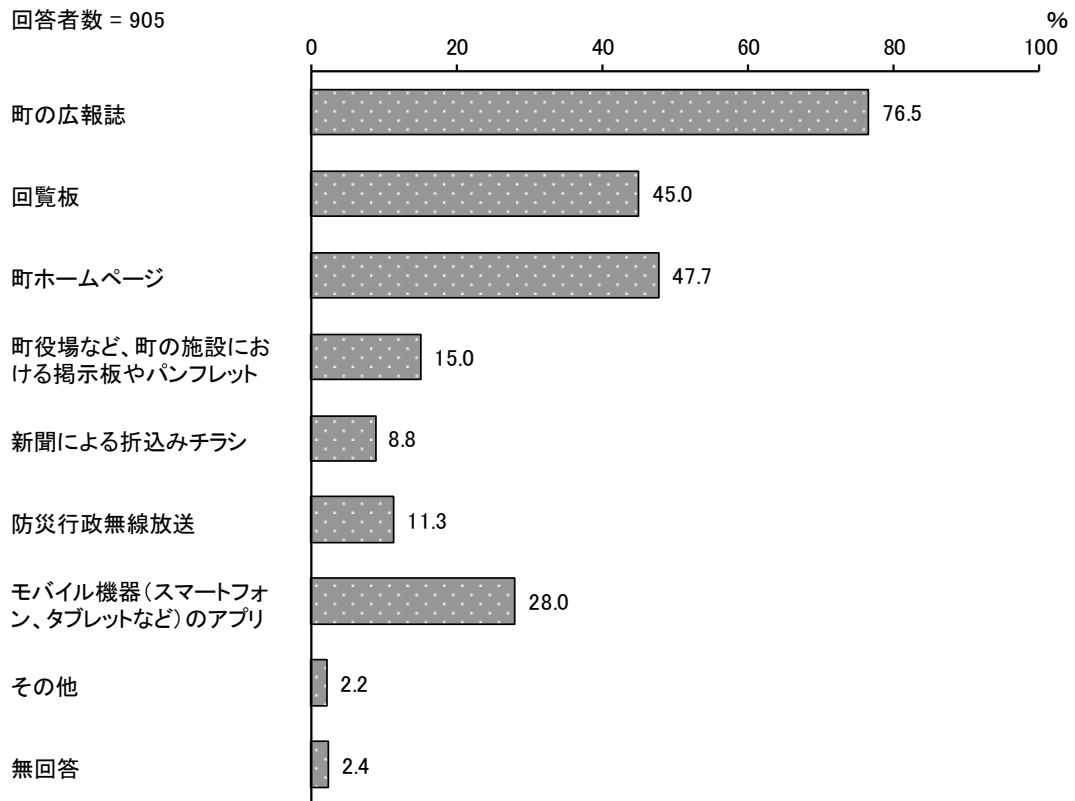
③ 福祉サービスについて不都合を感じたり不満に思ったこと

「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」の割合が15.7%と最も高く、次いで「どこに利用を申し込めばよいのかわからなかった」の割合が11.8%となっています。



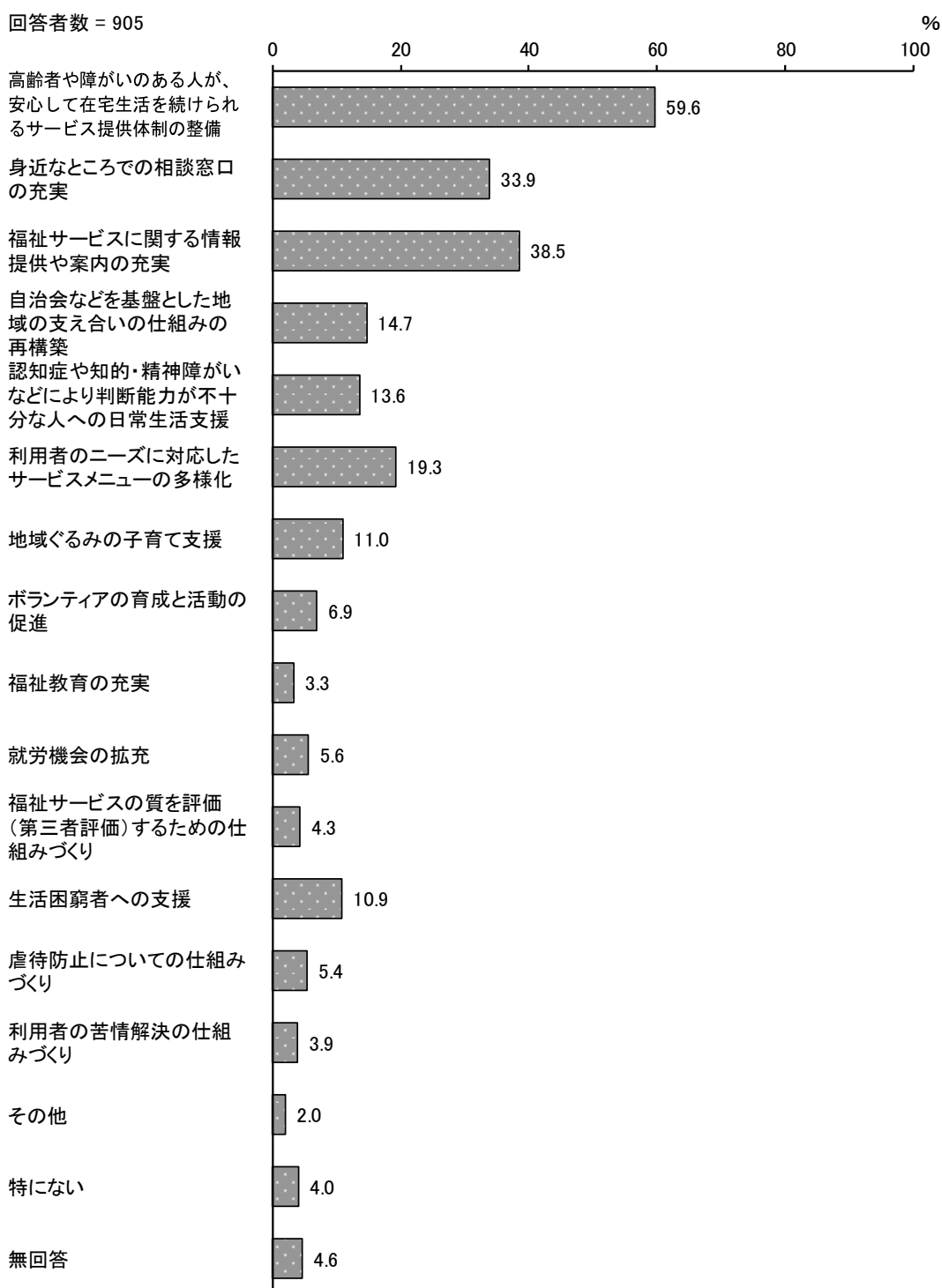
④ 大磯町の保健や福祉に関する情報の希望入手方法

「町の広報誌」の割合が76.5%と最も高く、次いで「町ホームページ」の割合が47.7%、「回覧板」の割合が45.0%となっています。



⑤ 今後、地域福祉のまちづくりのために優先的に取り組むべき大磯町の施策

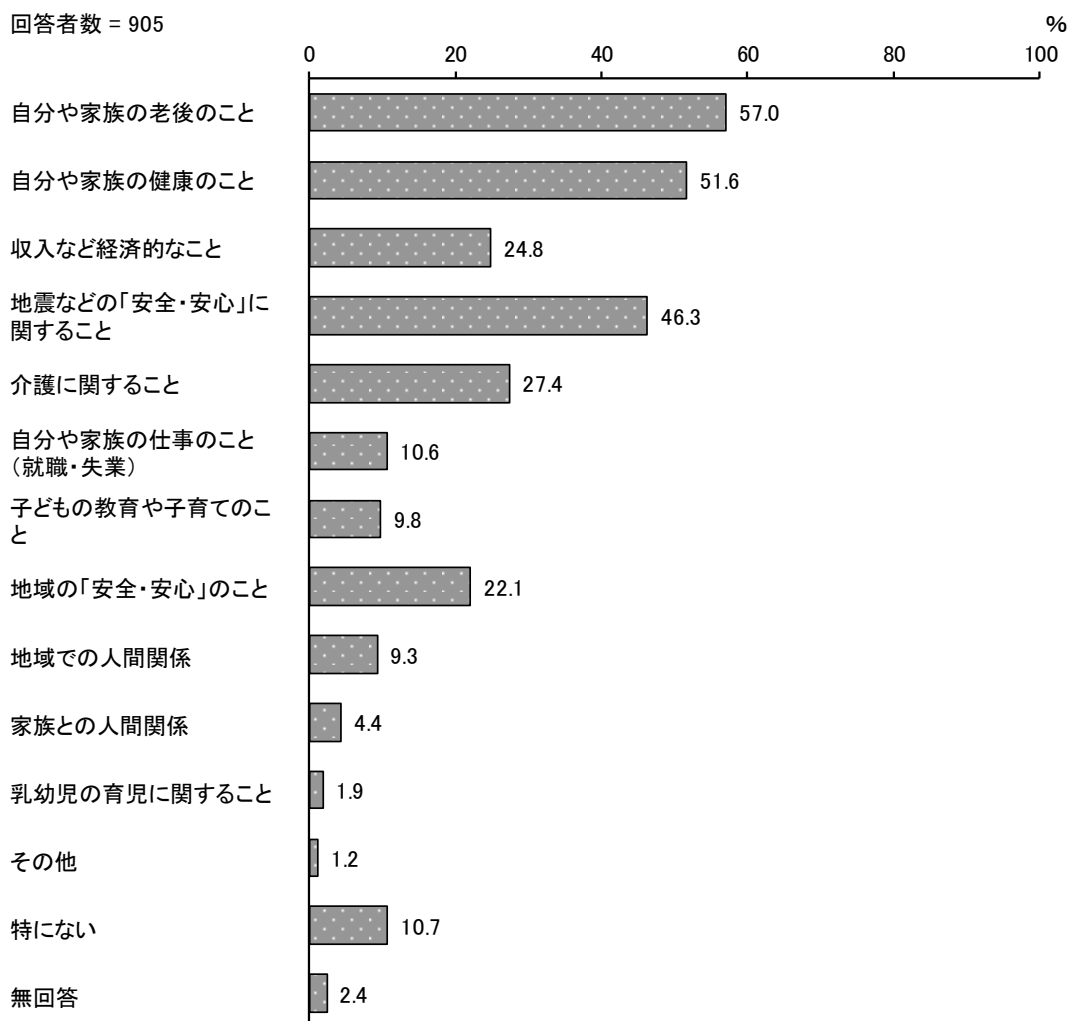
「高齢者や障がいのある人が、安心して在宅生活を続けられるサービス提供体制の整備」の割合が59.6%と最も高く、次いで「福祉サービスに関する情報提供や案内の充実」の割合が38.5%、「身近なところでの相談窓口の充実」の割合が33.9%となっています。



(5) 悩みごとや福祉に関する相談先について

① 日頃の暮らしの中での悩みや不安

「自分や家族の老後のこと」の割合が57.0%と最も高く、次いで「自分や家族の健康のこと」の割合が51.6%、「地震などの「安全・安心」に関すること」の割合が46.3%となっています。



【年齢別】

年齢別でみると、年齢が高くなるにつれて「自分や家族の健康のこと」の割合が高くなっている傾向がみられます。

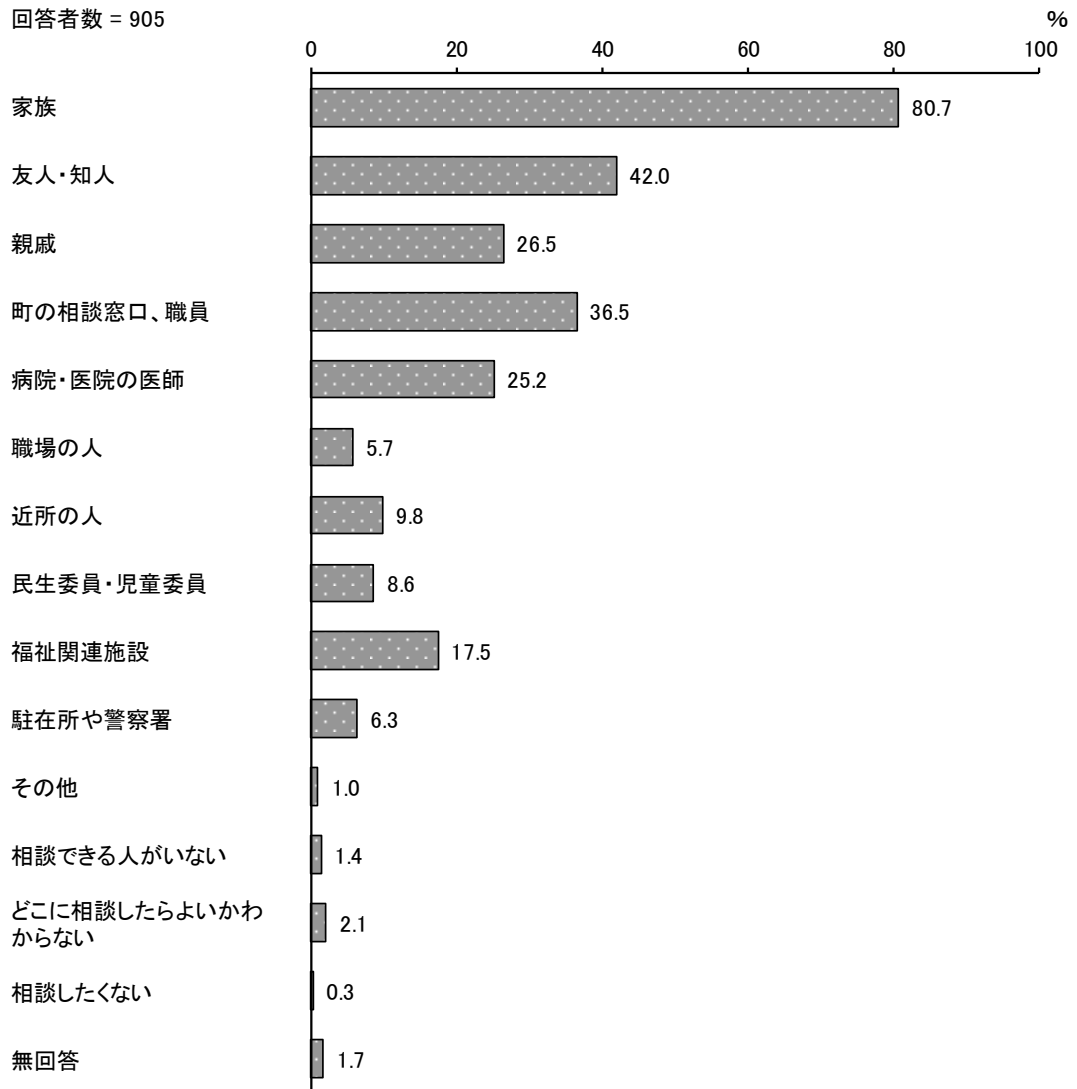
単位：％

区分	回答者数 (件)	自分や家族の老後のこと	自分や家族の健康のこと	収入など経済的なこと	地震などの「安全・安心」に関すること	介護に関すること	自分や家族の仕事のこと (就職・失業)	子どもの教育や子育てのこと
20～29 歳	44	15.9	22.7	29.5	36.4	4.5	29.5	18.2
30～39 歳	53	35.8	39.6	47.2	50.9	15.1	28.3	43.4
40～49 歳	116	50.0	47.4	31.9	48.3	20.7	18.1	31.0
50～59 歳	141	74.5	58.9	37.6	57.4	34.8	22.7	10.6
60～64 歳	74	73.0	59.5	29.7	56.8	23.0	9.5	4.1
65～69 歳	89	64.0	49.4	18.0	40.4	25.8	3.4	2.2
70～74 歳	145	57.2	50.3	17.2	41.4	26.2	2.1	0.7
75 歳以上	234	56.0	57.3	13.7	41.5	36.8	0.9	—

区分	地域の「安全・安心」のこと	地域での人間関係	家族との人間関係	乳幼児の育児に関すること	その他	特にない	無回答
20～29 歳	6.8	6.8	6.8	11.4	—	31.8	—
30～39 歳	24.5	20.8	3.8	15.1	1.9	5.7	1.9
40～49 歳	17.2	6.0	5.2	1.7	0.9	12.9	0.9
50～59 歳	19.1	12.1	7.1	—	0.7	4.3	0.7
60～64 歳	24.3	8.1	2.7	2.7	1.4	5.4	—
65～69 歳	24.7	3.4	3.4	—	1.1	10.1	1.1
70～74 歳	24.8	7.6	2.8	—	1.4	12.4	4.8
75 歳以上	24.8	10.7	3.8	—	1.7	11.5	3.8

② 毎日の暮らしの中で相談や助けが必要なときの相談相手

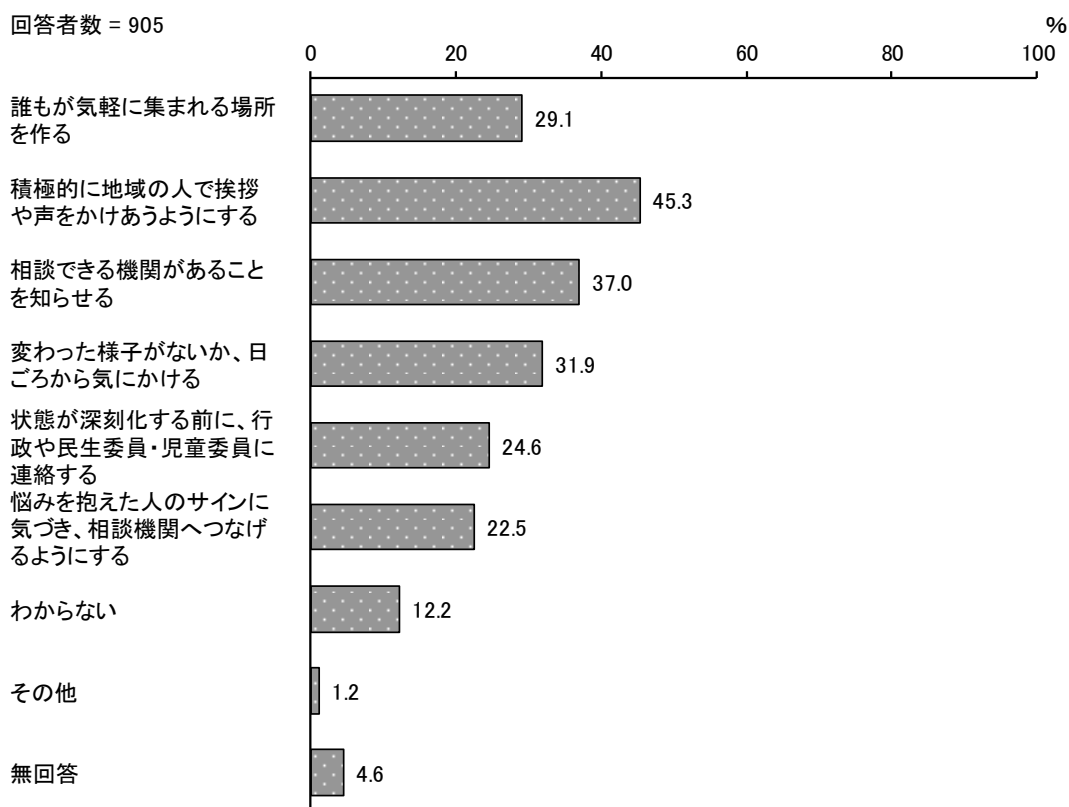
「家族」の割合が80.7%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が42.0%、「町の相談窓口、職員」の割合が36.5%となっています。



(6) 社会的な課題について

① 地域住民の一員として社会的孤立の課題に対してできること

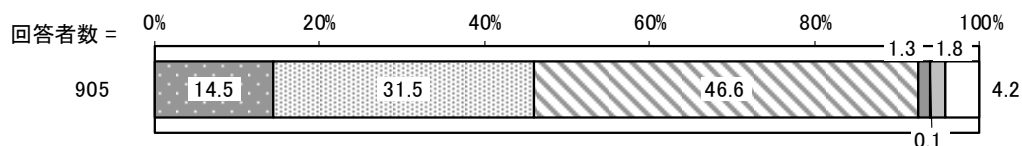
「積極的に地域の人で挨拶や声をかけあうようにする」の割合が45.3%と最も高く、次いで「相談できる機関があることを知らせる」の割合が37.0%、「変わった様子がないか、日ごろから気にかける」の割合が31.9%となっています。



② 「成年後見制度」の認知度

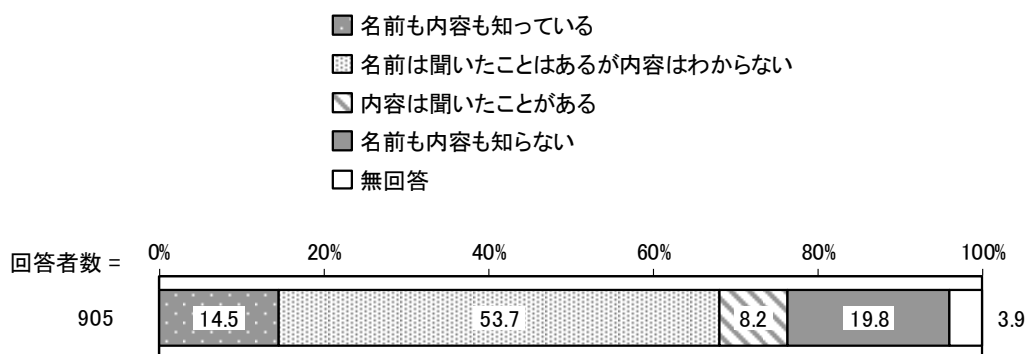
「制度は知っているが、利用する必要がない」の割合が46.6%と最も高く、次いで「言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない」の割合が31.5%、「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」の割合が14.5%となっています。

- 言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない
- ▨ 言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない
- ▧ 制度は知っているが、利用する必要がない
- 制度を利用している
- ▨ 制度を利用するための手続き中である
- ▧ 制度を利用したいが、どのような手続きをしたらよいかわからない
- 無回答



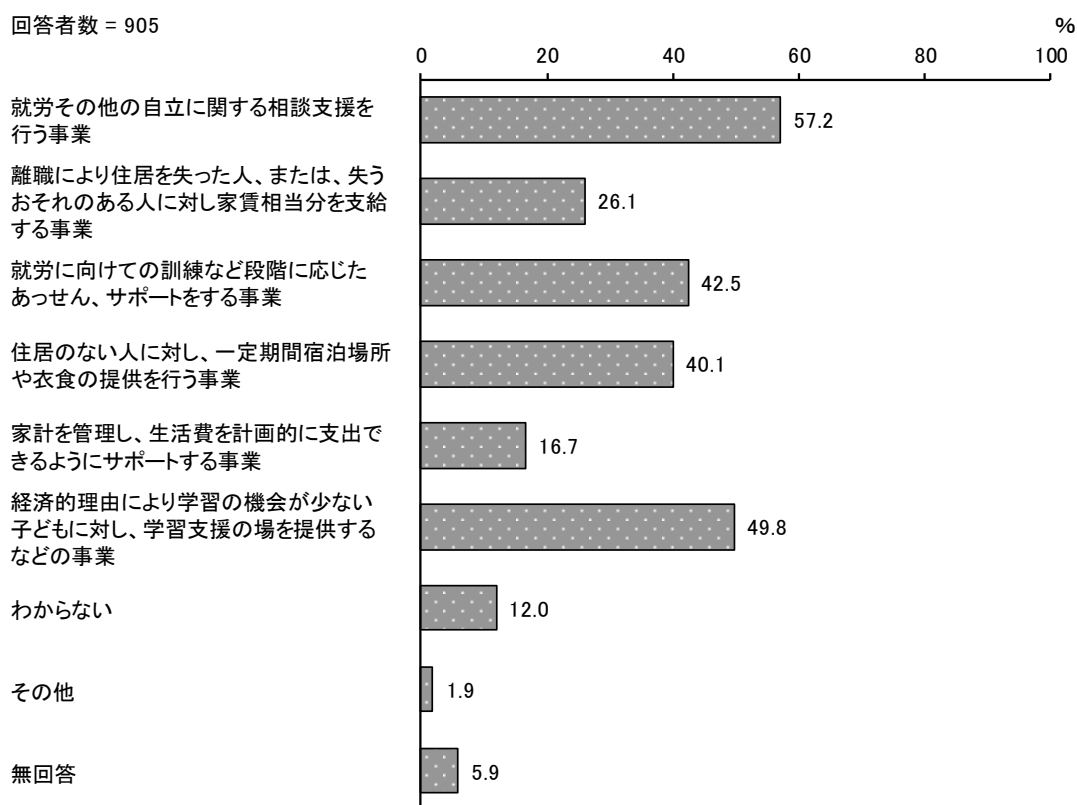
③ 「生活困窮者自立支援法（制度）」の認知度

「名前は聞いたことはあるが内容はわからない」の割合が53.7%と最も高く、次いで「名前も内容も知らない」の割合が19.8%、「名前も内容も知っている」の割合が14.5%となっています。



④ 最低限度の生活を維持することが困難になった場合の必要な支援内容

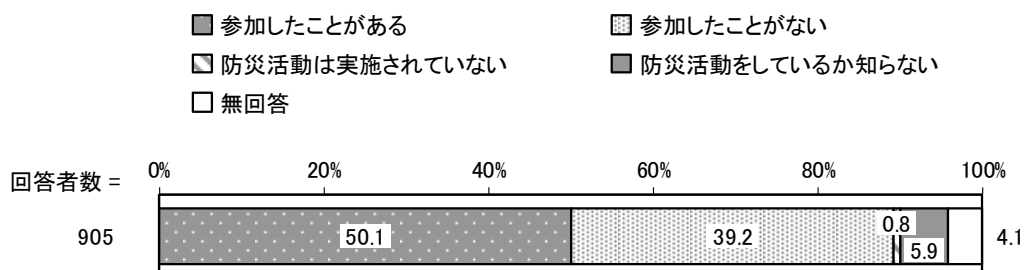
「就労その他の自立に関する相談支援を行う事業」の割合が57.2%と最も高く、次いで「経済的理由により学習の機会が少ない子どもに対し、学習支援の場を提供するなどの事業」の割合が49.8%、「就労に向けての訓練など段階に応じたあっせん、サポートをする事業」の割合が42.5%となっています。



(7) 災害発生時における助け合い活動について

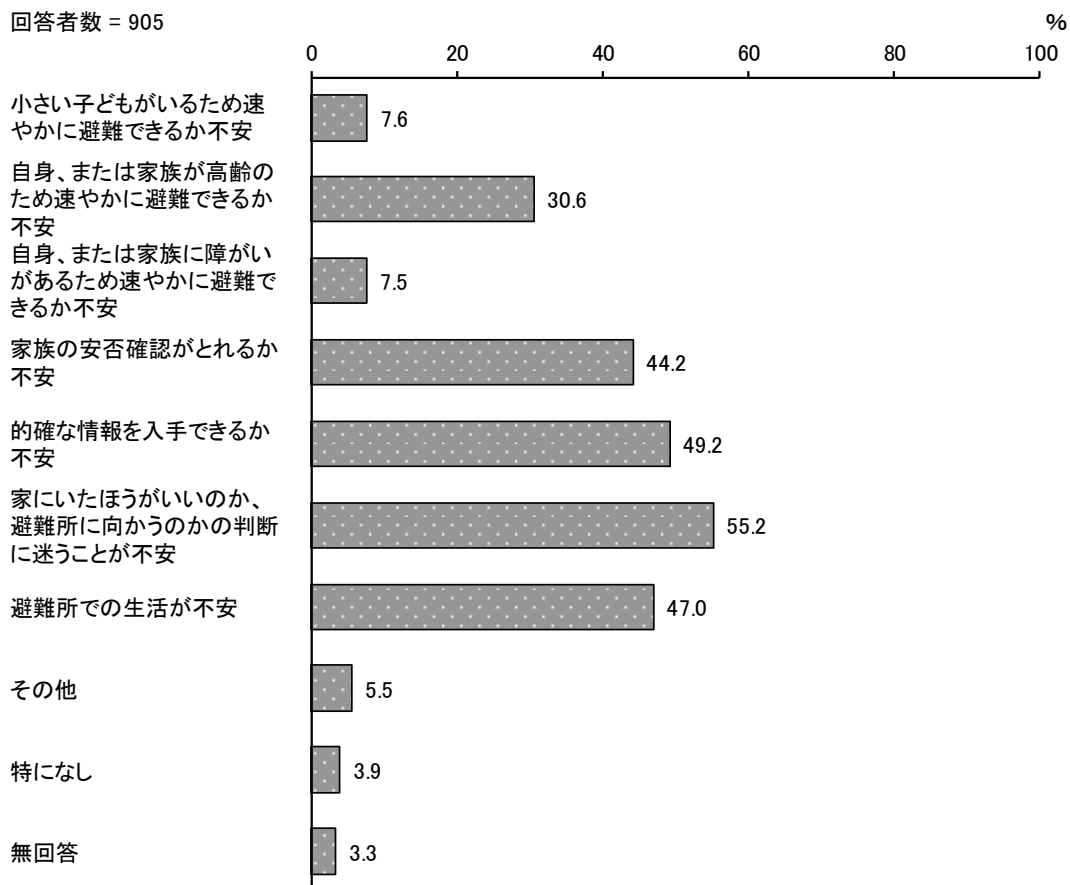
① 身近な地域の防災活動への参加状況

「参加したことがある」の割合が50.1%と最も高く、次いで「参加したことがない」の割合が39.2%となっています。



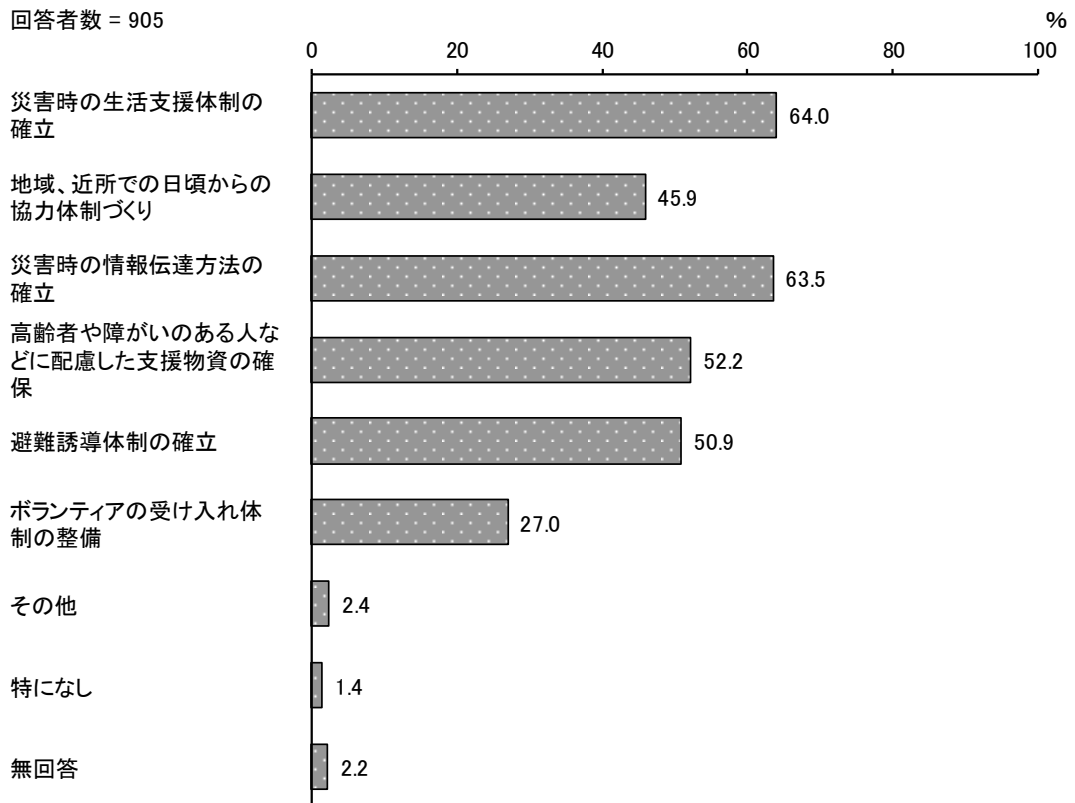
② 災害時に不安に感じること

「家にいたほうがいいのか、避難所に向かうのかの判断に迷うことが不安」の割合が55.2%と最も高く、次いで「的確な情報を入手できるか不安」の割合が49.2%、「避難所での生活が不安」の割合が47.0%となっています。



③ 大磯町が特に取り組むべき災害弱者に対する対策

「災害時の生活支援体制の確立」の割合が64.0%と最も高く、次いで「災害時の情報伝達方法の確立」の割合が63.5%、「高齢者や障がいのある人などに配慮した支援物資の確保」の割合が52.2%となっています。



3 福祉関係者ヒアリングの意見

地域の福祉関係者や事業所へのヒアリング調査から以下の意見が寄せられています。

① 助け合いの意識や福祉活動の担い手について

- 高齢者、ヤングママ、子ども達が集える街角広場など世代間交流により、知恵や悩みをわかちあえる場が必要。
- ファミリーサポートの充実。年齢制限を設けず、介護ヘルパーのような存在の充実（障害者、ヤングケアラー家庭、産後サポートの必要な家庭へ）。
- 定年を迎えた人たちや若い世代がコミュニティづくりに自主的に参加できるよう積極的な働きかけが必要である。各団体が抱える主な課題は「構成員の高齢化」や「役員のなり手がいない」、「行事への参加者が減少している」、「構成員の減少」となっていることに対しての地域住民としての意識改革等の取り組みが必要である。
- 小学生の子ども遊び場が少ない、ボール遊びができる遊び場が少ない。放課後子ども教室やファミリーサポートセンターの担い手（ボランティア）の高齢化と人材の不足。

など

② 暮らしやすいまちづくりについて

- インフォーマルサービス（通院、ゴミ出し、見守りサービス等）。空き家を有効活用した一時的な居場所の提供。町として「虐待」の認定等の基準の公表が可能であればして頂きたい。包括としての関与基準を町として仕様書に明記して頂きたい。障害のある方の支援との役割分担が効率的に進められる指針や基準を頂ければと思います。各団体、区長、民生委員やシルバー、配食担当等々の連携で安否確認の集約を町の担当でお願いが出来ないか。生活保護法等の無年金者支援等々の支援方法の検討。
- 住民誰もが気軽に安全に外出できるような歩道の整備、改修。高齢者、障がい者、子どもが安心して歩けるバリアフリーの歩道の整備が必要。
- 結婚・出産・子育てがしやすい地域社会に向けた取り組みと、大磯町でも子育てがしやすいように住みやすいまちづくりの取り組みが必要。

など

③ 困難を抱えた人の支援体制について

- 「制度の狭間」「複合多問題」という課題を抱えた困難ケースは増えている。複数の関係部署、機関から人を集めチームを作って、課題解決に取り組むことが必要不可欠。そのチームを作るコーディネーター出来る経験豊富な人材が求められている。
- ワンストップで受け付ける総合窓口を早急に設置すべきと考える。
- 児童・高齢・障害と縦割りのイメージがあるが、年に1回でもお互いの事業所のことを知る意味でも、イベント等で交流できる機会があると、お互いの顔が見える関係がとれ、より地域福祉の推進につながるのではないかと考える。
- 家庭内でのしつけと虐待の境で困る方がいる。また、虐待の観念を社会全体に周知する必要がある。
- セルフネグレクト、介護拒否、老々介護など、地域の課題はいろいろあるが、緊急時に、一時的に入所をすることができる制度、サービスがあるとよい。
- 縦割りではなく、行政や地域包括支援センター、介護サービス事業所、民生委員、学校等の様々な機関をコーディネートできる窓口が必要。
- 一人暮らし、家族がいても遠方という状況の方が多くいます。成年後見制度に対する制度理解や拡充が必要な気がする。
- 障害福祉制度だけではなく、介護や保育・学校教育・医療・司法と接点を持つ個人や世帯が増えており、解決の糸口が見出せないまま緊急性が高まっているケースが増えている。それぞれの領域の役割分担と責任を明確にした上で、課題の解決に向けて協力関係の構築が求められている。
- 総合窓口を設置することはよいが、相談を受けてから専門機関にスムーズに橋渡しができる体制作りが必要である。
- 大磯町ではさまざまな人達が、区長会、民生児童委員、地区社会福祉協議会、ボランティア活動団体等々に参加し、地域の課題の解決や問題を未然に防ぐ活動をされているが硬直化をしている。

など

4 地域福祉の推進における課題

(1) 地域を支えるひとづくりに向けた課題

①助け合い、支え合いの意識の醸成

地域での助け合い、支え合いを進めていくうえで、日ごろの近所づきあいや地域活動への参加などが重要です。

アンケート調査では、近所の人との付き合いの程度について、「顔を合わせれば、あいさつをする」が約5割と最も多く、今後の地域の人との付き合いの考えについては「隣近所の人との付き合いを大切にしたい」が約5割と最も高く、次いで「地域全体を良くする活動については、協力し合っていきたい」となっており、近所づきあいや地域活動へ参加の重要性を感じている町民が多いことがうかがえます。

また、約7割の町民が福祉に関心があり、住民同士が共に支え合う地域づくりを進めるためには、「地域の人々が知り合う機会を増やす」「地域の自治会活動やボランティア活動への参加促進や活動支援」「支え合う地域づくりに関する意識啓発」などが求められています。

今後も、だれもが安心して暮らすことができる地域づくりのため、住民同士の交流を深め、地域住民による支え合い活動を促進し、町民の助け合い、支え合いの意識の醸成を図ることが必要です。

②地域福祉の担い手の育成・確保

地域福祉を推進していくためには、地域活動を担う人材やリーダー等の育成が重要です。

本町では、高齢者や子ども、障がいのある人などに関わる様々な団体が活動を行っていますが、活動の担い手の高齢化や人材不足などの課題を抱えています。

地域の福祉関係者や事業所へのヒアリング調査（以下、「ヒアリング調査」という。）では、定年を迎えた人たちや若い世代がコミュニティづくりに自主的に参加できるような積極的な働きかけが必要であるという意見もあがっています。

そのため、町民を具体的な活動へつなげる研修等を行い、意識の向上や福祉課題を解決する地域活動の担い手となるよう支援や取組を進めていくことが必要です。

また、地域活動の担い手を育成する上で、子どもの頃からの福祉教育や地域でのさまざまな活動への参加体験を通しての福祉に対する意識づけが重要です。

今後、福祉への関心や理解を高めるために、地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりの充実を図っていくことが必要です。

＜大磯町のこれまでの福祉に関する取り組み＞

<p>高齢者福祉</p>	<p>【ボランティア活動や福祉活動・支え合いの促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者相互の交流や社会活動に関する情報の提供 ・大磯E Nばんくによる情報提供 ・老人クラブ活動への支援 <p>【地域での世代間交流の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域や学校などに積極的に参加できる環境づくり <p>【認知症施策の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座の実施 ・認知症カフェの開催 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>障がい者福祉</p>	<p>【障がいへの理解と普及啓発】</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>その他の分野</p>	<p>【福祉教育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育を体験学習する機会の提供 ・行事等を通じた世代間の交流の場づくり <p>【地域福祉活動や社会貢献活動の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体の活動支援 ・ボランティア人材の発掘・育成 <p style="text-align: right;">など</p>

(2) 安全に安心して暮らせるまちづくりに向けた課題

①地域の見守り

地域生活課題が多様化・深刻化するなかで、地域内における身近な見守りを推進するためには、住民同士の顔の見える関係づくりが重要となります。

アンケート調査では、地域でしてほしい手助けについて、「安否確認の声かけ」が5割となっています。また、社会的孤立の課題に対して地域住民の一員として、できることとして「積極的に地域の人で挨拶や声をかけあうようにする」が約5割と最も高く、次いで「変わった様子がないか、日ごろから気にかける」が3割となっており、地域の課題に対する取り組み意向がうかがえます。

気になった人がいたときには、声をかけたり、支援先を案内したりすることができるような、助け合いの精神を醸成し、住民のきずなを深めていく必要があります。さらに、地域で支援を必要とする人を早期に発見できるよう、民生委員・児童委員、自治会や地域の事業所などの協力のもと、組織的な見守り活動が求められます。

②外出・移動支援

公共施設などのバリアフリー化や公共交通等による移動支援の充実を図り、誰にでもやさしいまちづくりを推進していくことが必要です。

アンケート調査では、日常生活が不自由になった時、地域で手助けをしてほしいこととして、「買い物の手伝い」や「通院などの外出の手伝い」が上位となっており、日常的に買い物や通院などの外出や移動に不安を感じている人がいることがうかがえ、交通弱者への対策が求められます。特に、高齢者等においては交通手段がなく、買い物弱者対策が求められます。特に高齢者等においては、免許返納などにより自ら移動する手段がない場合や、介護が必要な場合、障がいがある場合は、外出や外出先での移動に関する心配事など懸念材料があることから、障害等の有無に関わらず、誰もが気軽に外出したくなるような環境づくりに取り組む必要があります。

③防災対策

地震や台風などの自然災害の発生による被害拡大が懸念されるなかで、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりが重要です。

アンケート調査では、地域の人たちが協力して、取り組んでいくことが特に必要な問題として、「災害時の助け合い」が7割以上と高くなっています。一方、身近な地域の防災活動への参加状況をみると、参加したことがない人が約4割となっています。

また、高齢者、障がいのある人など災害弱者に対する対策として、特に取り組むべきことについて、「災害時の生活支援体制の確立」「災害時の情報伝達方法の確立」が約6割と高く、「高齢者や障がいのある人などに配慮した支援物資の確保」が5割となっています。

今後、防災訓練等、地域での防災活動について、高齢者や障がいのある人、若者等、地域で暮らすより多くの地域住民に周知を行い参加を促進し、安心して生活のできる地域づくりが必要であるとともに、災害発生時や避難所等での支援体制の充実が必要です。

④防犯対策

アンケート調査では、日頃の暮らしの中での悩みや不安について、「地域の「安全・安心」のこと」が約2割となっています。高齢者などを対象とした詐欺や悪徳商法などの犯罪や、子どもや障がいのある人を取り巻く事件を未然に防ぐため、引き続き町ホームページや広報誌及び回覧など活用して啓発活動を行う必要があります。また、関係機関が連携し、地域の中で誰もが安心して生活できるよう、地域のつながりを強め、犯罪にも強い地域づくりの推進が必要です。

＜大磯町のこれまでの福祉に関する取り組み＞

高齢者福祉	【介護予防・生活支援の充実】 ・介護予防教室・認知症予防教室等の開催	など
障がい者福祉	【在宅生活を支援するサービスの充実】 ・地域生活支援事業の充実	など
その他の分野	【災害弱者に対する支援の推進】 ・避難行動要支援者の名簿の更新 ・地区による個別計画策定の推進 【防犯啓発活動や防犯教育の推進】 ・防犯に関する講演会や講座の開催 ・街頭防犯キャンペーン等の啓発の実施 ・防犯に関する冊子等による啓発の実施	など

(3) 適切な支援へつなげる体制づくりに向けた課題

①福祉に関する相談支援・情報提供体制

だれもが安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域住民、地域の諸団体、行政が協働し、身近なところで気軽に相談できる仕組みづくりや福祉に関する情報提供の充実に取り組んでいます。

アンケート調査では、日常的な日常生活における悩みに対して、相談したい相手として「家族」や「友人・知人」といった身近な相談相手に次いで、「町の相談窓口、職員」が挙がっており、各相談窓口相互のネットワークの強化など、町の相談体制の充実が求められます。また、福祉サービスの利用にあたっては、情報の入手に困った人もいます。今後、地域福祉のまちづくりのためには「福祉サービスに関する情報提供や案内の充実」や「身近なところでの相談窓口の充実」が上位に挙がっています。

ヒアリング調査では、高齢者や子ども、障がい者等の縦割りの対応ではなく、行政や地域包括支援センター、介護サービス事業所、民生委員・児童委員、学校等の様々な機関をコーディネートできる総合的な窓口の必要性があがっています。

今後、福祉ニーズや地域生活課題に対応し、支援が必要な人へ情報が確実に提供できるよう、様々な相談機関の周知に努めるとともに、新しい情報発信の手法を模索する必要があります。また、福祉ニーズや地域生活課題に適切に対応するための各相談窓口相互のネットワークの強化等が求められます。

②複雑化・多様化する福祉課題への対応

近年、全国的にヤングケアラーや8050問題等については、複雑化・複合化した地域生活課題も顕在化しつつあります。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、困りごとが発生した場合に、適切な支援を受けられる体制が整っていることが重要です。

ヒアリング調査では「制度の狭間」「複合多問題」という課題を抱えた困難ケースは増えてきており、複数の関係部署、機関による連携体制を構築して、課題解決に取り組むことが必要であるという意見があがっています。

また、高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者、ひきこもり等、地域で支援を必要としている人の抱える課題は多岐にわたっており、だれもが安心して地域で暮らせるよう、きめ細かなサービスの提供や充実とともに、地域での助け合い、支え合いによる支援など包括的な支援体制の構築が求められます。

③権利擁護の充実

高齢者や障がいのある人等の増加に伴い、成年後見制度の需要が高まることが予想される中で、本町では、成年後見制度の利用支援等に取り組んでいます。

アンケート調査をみると、「成年後見制度」の認知度は十分とは言えず、制度の周知を図ることが必要です。また地域では、虐待や育児放棄、介護拒否、老々介護等の様々な課題が潜在化していることが考えられ、適切な支援へつなげる体制づくりが必要です。

今後も、成年後見制度の利用促進とともに、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実することや虐待防止対策等に取り組んでいくことが必要です。

<大磯町のこれまでの福祉に関する取り組み>

<p>高齢者福祉</p>	<p>【医療・福祉・介護サービスの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携の推進 <p>【高齢者福祉に関する専門職の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの機能強化 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>障がい者福祉</p>	<p>【相談支援体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談事業の充実 <p>【在宅生活を支援するサービスの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業の充実 <p>【障がい児支援体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援事業の充実 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>児童福祉</p>	<p>【多様な子育て支援サービスの提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な子育てニーズに対応した支援サービスの充実 ・子育て支援センターの機能拡充 <p>【経済的な支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもやひとり親家庭等への経済支援 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>その他の分野</p>	<p>【相談支援体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者等への相談支援体制の強化 ・成年後見制度の利用促進 <p style="text-align: right;">など</p>





第 3 章 地域福祉の基本方針

1 地域福祉の理念

地域福祉をめぐる状況は、大きく変化しており、様々な分野の課題が絡み合い複雑化しています。これらの課題の解決に向けては、地域福祉推進の主役である住民が、自分が暮らす地域の問題を「我が事」ととらえ主体的に地域福祉活動に参画するとともに、地域活動団体・ボランティア団体・社会福祉協議会と行政が連携を図りながら、地域における支え合い・助け合いにより解決に向けて取り組むことが重要です。

本計画では、総合計画で示されている地域福祉部門の目指すべき姿、「誰もが社会参加しながら、自立した生活が送れるよう地域で支え合うことができている町」、「様々な関係機関が連携し合い、ともに支え合う自助・共助・公助のバランスがとれた安心してらせる町」を踏まえて、国が示す地域共生社会の実現をめざし、基本理念を『誰もが自立した生活が送れ、ともに支え合う自助・共助（互助）・公助のバランスがとれた安心してらせるまち おおいそ』としました。

【 基 本 理 念 】

誰もが自立した生活が送れ、ともに支え合う
自助・共助（互助）・公助のバランスがとれた
安心してらせるまち おおいそ

また、この地域福祉の理念を住民にわかりやすく伝えるため、本計画のキャッチフレーズを以下のように定めます。

①② おおきな海と空のもと
③ 一緒に
④ 育て共に支え合う福祉のまち、大磯

2 計画の基本目標

基本理念の実現にあたり、次の3つを重点的な基本目標として策定します。

基本目標1 地域を支えるひとづくり

地域福祉を推進する上で、一人ひとりが支え合い・助け合いの意識を持ち、自分が暮らす身近な地域で起きている問題に対し自ら参画し、解決につなげていくことが必要です。そのため、福祉教育や地域での交流を促進することで、住民の福祉意識を醸成するとともに、地域福祉を担う人材の育成と地域活動・ボランティア活動を充実させ、地域福祉を支えるひとづくりに取り組みます。

基本目標2 誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり

誰もが、地域で安全・安心に暮らせるよう、地域での助け合いや見守りの活動に積極的に取り組み、住民同士がコミュニケーションを図ることで、みんなで支えあう地域づくりを進めます。

また、「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、日頃から地域の助け合いを進め、地域の防災・防犯体制を整備します。

基本目標3 適切な支援へつなげる体制づくり

支援を必要としている人に支援が行き届くよう、福祉に関する情報提供をはじめ、「断らない相談支援」に取り組み、円滑に専門的な相談機関へつながる仕組みづくりを構築します。

また、町と多様な主体のネットワーク化を進め、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を進めます。

3 SDGsとの関連性

SDGs : Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) とは、平成27年9月の国際サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における、令和12年までの国際社会共通の目標です。

SDGsは、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。

すべての関係者が、「誰一人取り残さない」ために、経済・社会・環境などの広範な課題に、同時解決的に取り組むことをめざしています。

SDGsのゴールには、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」「住み続けられるまちづくりを」など、地域福祉計画でめざす「誰一人取り残さない地域共生社会」の実現のための施策と関連の深い目標が多くあります。

持続可能な開発目標 (SDGs)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 施策体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]

誰もが自立した生活が送れ、ともに支え合う自助・共助（互助）・公助の
バランスがとれた安心してくらせるまち おおいそ

1 地域を支える
ひとづくり

①啓発・広報活動の充実

②多様な世代への福祉学習・教育の推進

③交流活動の推進

④地域福祉の担い手の育成・確保

2 誰もが安全に
安心して暮ら
せるまちづくり

①見守り体制の強化

②外出・移動支援の充実

③安全・安心な環境整備

④災害時や緊急時の支援体制の充実

⑤防犯活動の推進

3 適切な支援へ
つなげる体制
づくり

①情報を届ける仕組みの充実

②包括的な相談支援体制の充実

③適切な福祉サービスの提供と質の向上

④権利擁護の充実

⑤関係団体との連携強化

⑥重層的な地域福祉ネットワークの構築

[町が取り組むこと]

人権意識の啓発、人権啓発冊子・新聞の配布、大磯町社会福祉大会、暴力防止に向けた人権意識啓発

人権啓発物品の配布、職員研修の開催、人権教育研修会の参加、町職員の新任研修における普及啓発、大磯町人権教育講演会、小中学校での福祉体験学習、男女共同参画講座の開催、総合的な学習の時間等での福祉体験

ふれあい会館運営事業、福祉センター運営事業、世代交流センターさざんか荘運営事業、地域ぐるみでの介護予防、健康づくりの推進、地域のコミュニティ活動の支援、地域コミュニティ活動の環境整備

認知症サポーター養成講座の実施、自立支援協議会における専門人材の育成研修、大磯はつらつサポーター事業、大磯町地域福祉ボランティア活動育成事業、大磯町民生委員児童委員活動、大磯町民生委員児童委員協議会事業、ボランティアグループの育成、ファミリー・サポート・センター事業、子育てグループの活動支援、ゲートキーパー養成活動

認知症等行方不明SOSネットワーク、大磯町と日本郵便株式会社との包括連携

福祉タクシー利用助成、地域公共交通や福祉交通の充実

大磯保護司会事業、大磯町保護司会事業、大磯地区更生保護女性会大磯支部事業、大磯町重度障害者住宅設備改良事業、ユニバーサルデザインの推進

ボランティアセンター開設訓練、避難行動要支援者名簿の作成及び提供、個別避難計画の策定推進、災害救援ボランティアへの支援

緊急通報サービス、配食見守りサービス、地域の防犯意識の向上、見守り活動

高齢者等福祉サービスの周知、広報紙発行/声の広報、ホームページでの情報発信、SNS (YouTube) を使った情報発信

生活支援事業の実施、地域包括支援センター高齢者総合相談、生活保護・生活困窮者自立支援事業、地域包括支援センターの運営、子ども相談・支援、発達(療育)相談、子育て支援センター事業、随時健康相談、健診結果相談会、地域のつながり事業、教育相談・就学相談事業

障がい福祉サービスの提供、生活支援体制整備事業、子ども食堂への支援、子どもの居場所づくり(学習支援)

大磯町成年後見制度利用支援事業、中核機関の設置

大磯町社会福祉協議会への支援、民生委員・児童委員の活動支援、介護予防活動団体への支援、防犯安全対策推進委員会の実施

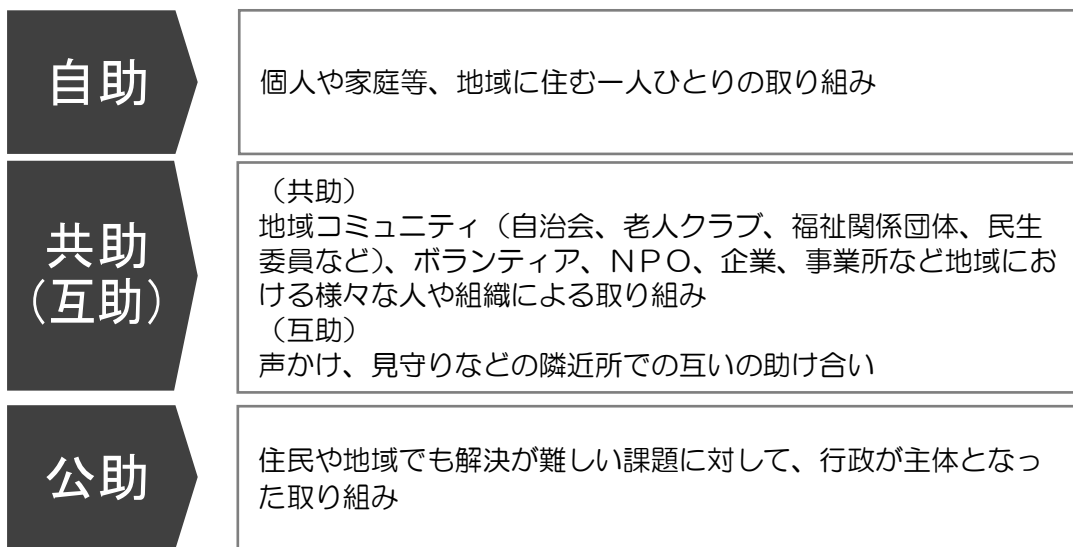
重層的支援体制整備事業、生活支援コーディネーター(生活支援体制整備事業)、地域ケア会議(包括的継続的ケアマネジメント事業)

5 施策の展開の考え

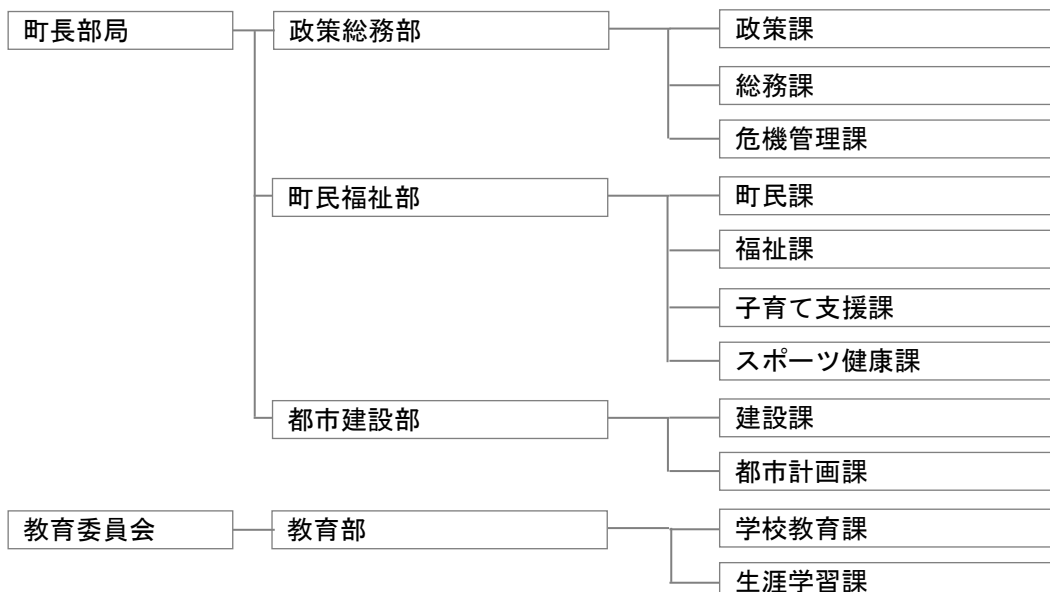
誰もが地域で自立した生活を送るためには、支援を必要とする人への様々な福祉サービスによる支援が必要であり、家庭だけにその役割を課す仕組みでは限界があります。

また、様々な社会活動に参加し、精神的な充足感や生きがいのある自分らしい自立生活を送りたいといった「精神的な支え」や「買い物・話し相手」などの日常生活支援の分野では、行政サービスで対応するより、ボランティアやNPOなどの住民参加型の支え合いや助け合いによる解決が有効です。

このようなことから、住民、地域、行政が連携・役割分担した、自助・共助（互助）・公助の考えに基づく支え合いを目指し、施策を展開します。



また、行政の取り組みの展開にあたっては、以下のような各部局の連携・協力のもと取り組みます。





施策の展開

基本目標 1 地域を支えるひとづくり

施策 1-1 啓発・広報活動の充実

住民が地域福祉についての認識を深め、人権意識や高齢者や障がいのある人に対する理解が促進されるよう、関係機関と連携して情報発信を行い、研修や講演会のイベント実施を支援します。

地域で取り組めること

- 身近にできることから助け合いをするという気持ちを育みましょう
- 一人ひとりが地域の一員であるという意識を持ち、地域の課題を「我が事」として考えましょう

町が取り組むこと

取組・事業	内容	担当課
人権意識の啓発	住民の人権意識を高めるため、障害者週間における普及啓発活動やともに生きる社会かながわパネル展を通じた啓発活動を行います。	福祉課
人権啓発冊子・新聞の配布	町職員の人権啓発の一環として、人権啓発冊子・新聞を購読し、毎月他所属に回覧します。	福祉課
大磯町社会福祉大会	住民の人権意識や福祉意識の向上を図るために、大磯町社会福祉協議会による大磯町社会福祉大会の開催を支援します。	福祉課（大磯町社会福祉協議会）
暴力防止に向けた人権意識啓発	住民の人権意識を高めるため、町広報や公共施設の窓口により、DVや性犯罪・性暴力に関する情報発信を行い、暴力防止について啓発します。	町民課

施策 1-2 多様な世代への福祉学習・教育の推進

あらゆる年齢層の人が地域福祉について学び、見守りや手助けなどが活発になるような機運が醸成されるよう、学校の授業や地域の中での交流を通じて福祉教育を行っていきます。

地域で取り組めること

- 地域でどのような活動が行われているか関心を持ち、参加しましょう
- 町や社協が実施している福祉の取組や出前講座に参加しましょう
- 地域において、福祉教育に関する勉強会や研修会などを開催し、福祉学習の機会をつくりましょう

町が取り組むこと

取組・事業	内容	担当課
人権啓発物品の配布	住民の人権意識を高めるため、人権啓発物品を窓口や講演会などで配布することで啓発を行います。	福祉課・生涯学習課
職員研修の開催、人権教育研修会の参加	各地域、職場、組織等において、広く人権意識の向上と確立を目指すために、一般社団法人神奈川人権センターが主催する人権学校や担当者交流会議等に職員が出席します。	福祉課・生涯学習課
町職員の新任研修における普及啓発	町職員の意識向上のため、町職員向けに差別解消法に基づく普及啓発及び周知を図ります。	福祉課・生涯学習課
大磯町人権教育講演会	人権について、町民や町外のさまざまな方に伝え、理解を深めていけるように講演会を開催します。	福祉課・生涯学習課
男女共同参画講座の開催	住民の男女共同参画についての理解を深めるため、男女共同参画講座を通じて男女共同参画意識の向上を図ります。	町民課
総合的な学習の時間等での福祉体験	児童生徒に「福祉」について学ぶ機会とするため、大磯町社会福祉協議会と連携しながら、車いす・手話・点字等の体験を行う。	学校教育課
小中学校での福祉体験学習	小中学生を対象に、福祉体験学習を通じて、他人への思いやりの心を育むこと、生きる力を身につけることなどを目的とします。学校における総合学習活動及び社会福祉協議会が行う地域での福祉に関する学習活動を行います。	学校教育課 (大磯町社会福祉協議会)

施策 1 - 3 交流活動の推進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日頃から近所付き合いの中で声かけや見守り、サロン活動、介護予防の通いの場などへの参加を通じて、何かあったときは助け合える地域づくりを進めます。

また、障がい者や高齢者をはじめ年代、理由を問わず、誰もが生きがいをもって生活できるよう、人との関わりあいや趣味などをきっかけとした社会参加がしやすい環境をつくれます。

地域で取り組めること

- 地域で開催されるお祭りや地域行事に参加し、世代間の交流をしましょう
- 交流を広げることで、地域の見守りや支援につなげられる関係を構築しましょう

町が取り組むこと

取組・事業	内容	担当課
ふれあい会館運営事業	老人福祉の増進と地域の各種団体の育成及び助長を図るために、ふれあい会館を貸し出します。	福祉課
福祉センター運営事業	高齢者及び障がい者の在宅介護支援を通じ福祉の増進と福祉活動の育成発展を図るため、指定管理業者が、管理・運営を行います。	福祉課
世代交流センターさざんか荘運営事業	高齢者福祉の向上及び町民の健康増進を図り、かつ、世代間の交流を推進するために世代交流センターを運営します。	福祉課
地域ぐるみでの介護予防、健康づくりの推進	ひきこもりや孤立しがちな高齢者を予防するため、地域の希望に応じた健康づくり（介護予防）教育（講座）や相談を実施します。	福祉課 スポーツ健康課
地域のコミュニティ活動の支援	まちづくりや世代間交流などの町民活動の促進を図るため、従来から地域活動の主体を担っている自治会に対し、交付金などの支援を行います。	町民課
地域コミュニティ活動の環境整備	地域の自主的な活動を支援するため、地域のコミュニティ活動の拠点となる地域集会施設に対し、補助金などの支援を行います。	町民課

施策 1-4 地域福祉の担い手の育成・確保

ボランティア活動に関する情報発信や支援を行うとともに、支援を必要とする人と支援する人のニーズをコーディネートする機能の強化や団体間のネットワークづくりのための交流機会や講習等、活動の活性化につながるよう支援します。また、ボランティア養成講座等の担い手の育成につながる事業を展開します。

地域で取り組めること

- 地域活動やボランティア活動に関心を持ちましょう
- ボランティア活動などに身近な人と声をかけ合い積極的に参加しましょう
- 町や社協等が実施する各種ボランティア養成講座や福祉講座などに参加しましょう
- 参加しやすいボランティア活動のあり方や気軽にボランティア活動ができる仕組みをみんなで考えましょう

町が取り組むこと

取組・事業	内容	担当課
認知症サポーター養成講座の実施	認知症サポーターの増加に向けて、認知症サポーター養成講座を開催します。	福祉課
自立支援協議会における専門人材の育成研修	大磯町・二宮町自立支援協議会における専門人材の育成研修として相談支援事業所の相談支援専門員向けや町内の事業所向けに事例検討会の研修を実施します。	福祉課
大磯はつらつサポーター事業	大磯はつらつサポーターの増加に向けて、新規活動者向け説明会の実施や受入事業所の指定、活動者へのチケットの交付を行います。	福祉課
大磯町地域福祉ボランティア活動育成事業	地域福祉ボランティア団体が行うボランティア活動を支援するため、大磯町社会福祉協議会が実施するボランティア育成事業を支援します。	福祉課
大磯町民生委員児童委員活動	県の活動費負担金交付基準に準じて、民生委員活動を支援します。	福祉課
大磯町民生委員児童委員協議会事業	大磯町民生委員児童委員協議会が、行政他諸機関と協力して地域社会、在宅福祉活動を推進するために、自主的運営と組織整備が図れるように支援します。	福祉課

取組・事業	内容	担当課
ボランティアグループの育成	各団体の育成を通じて地域福祉の増進に努めます。	福祉課（大磯町社会福祉協議会）
ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり・送迎について依頼する側（依頼会員）・される側（援助会員）で会員組織を構成しその会員相互による育児援助活動を行い、子育て支援の担い手の増加につなげます。	子育て支援課
子育てグループの活動支援	子育てグループの活動支援の一環として、子育て支援総合センター（めばえ）の多目的室を子育てサークル等の活動のため貸出を行います。	子育て支援課
ゲートキーパー養成活動	地域福祉の担い手のひとつとして、役場職員へのゲートキーパー養成講座を行い、ゲートキーパーの育成を進めます。	スポーツ健康課



基本目標 2 誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり

施策 2-1 見守り体制の強化

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日ごろから近所づきあいの中で声かけや見守り等を通じて、何かあったときには助けあえる地域づくりを進めます。

また、多様な活動主体による見守りの仕組みをつくることにより、地域での重層的な見守り活動を推進します。

地域で取り組めること

- 普段から、近所の子どもやひとり暮らし高齢者、障がいのある方などに対する「見守り」や「声かけ」を行いましょう
- 小中学校の登下校時間に合わせた見守りや声かけを、散歩などの機会を利用して積極的に行いましょう
- 個人や地域で対応が困難な場合は、町や社協、関係機関等に連絡しましょう

町が取り組むこと

取組・事業	内容	担当課
認知症等行方不明SOSネットワーク	認知症の高齢者等の見守りとして、認知症の高齢者等が徘徊した場合に備えて、事前に高齢者等の情報を登録し、行方がわからなくなった時に、警察や介護保険事業者等と連携して早期発見に役立っています。	福祉課
大磯町と日本郵便株式会社との包括連携	町民サービスの向上に資することを目的として、日本郵便株式会社と連携し、町民が安心して暮らせる社会の実現に向けた体制づくりに努めます。	政策課

施策 2-2 外出・移動支援の充実

移動が困難な人のための外出機会の創出や移動先となる拠点、移動手段の充実、移動しやすい歩道、子ども連れや高齢者に配慮した施設の整備、福祉有償運送やその他の移動支援サービスなどの外出・移動支援を行うことにより、誰もが外出したくなるような環境づくりを進めます。

地域で取り組めること

○地域で行える買い物支援や生活支援などの住民参加サービスなどの担い手を増やしましょう

町が取り組むこと

取組・事業	内容	担当課
福祉タクシー利用助成	移動に困難を抱えた人の支援のため、障がいにより移動にハンディキャップをもつ在宅重度障がい者に対し、タクシー利用の助成を行います。	福祉課
地域公共交通や福祉交通の充実	地域公共交通の利便性の向上に向け、駅やバス停から離れている交通空白地域の解消を図ります。 また、今後増加が予想される免許返納に伴う、高齢者対策や買い物弱者対策などを検討します。	都市計画課 福祉課

施策 2-3 安全・安心な環境整備

だれにとっても暮らしやすい地域社会となるよう、公共施設などのバリアフリー化を推進します。

また、安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、犯罪や非行の繰り返しをなくしていく再犯防止の取組を推進します。

地域で取り組めること

- 身近な場所で歩きづらいところ、危険に感じるところを点検し、関係機関に知らせましょう
- 地域での見回りなどにより犯罪を未然に防ぐ活動を行いましょう

町が取り組むこと

取組・事業	内容	担当課
大磯保護司会事業	犯罪や非行のない安全で安心な地域づくり推進のための活動を支援します。	福祉課
大磯町保護司会事業	「社会を明るくする運動」という犯罪や非行のない明るい地域社会を築くための街頭啓発活動が行えるように支援します。	福祉課
大磯地区更生保護女性会大磯支部事業	更生保護女性会の矯正施設の訪問研修活動を支援します。	福祉課
大磯町重度障害者住宅設備改良事業	在宅の重度障害者等が住宅設備を適するように改造できるよう支援します。	福祉課
ユニバーサルデザインの推進	誰もが利用しやすい施設となるよう、公共施設・設備のバリアフリー化を進めます。	総務課・福祉課・子育て支援課・スポーツ健康課・都市計画課・建設課・生涯学習課

施策 2-4 災害時や緊急時の支援体制の充実

普段から地域の中でのつながりがつくれるよう促し、お互いに声をかけあい避難できるようにするとともに、高齢者や障がい者、子どもなど配慮が必要な方を意識した防災訓練等の実施・参加促進等を行います。

また、災害時における要配慮者への対応を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿のより一層の整備を行うとともに、個別避難計画の策定の推進など緊急時における支援体制の強化を図ります。

地域で取り組めること

- 緊急時でも地域で助け合えるように、日ごろから隣近所で声をかけ合う習慣をつけましょう
- 近所の子どもやひとり暮らし高齢者、障がいのある方など、災害時や緊急時の要支援者について把握しましょう
- 地域の防災訓練へ積極的に参加しましょう
- 災害時の避難に支援が必要な人は、避難行動要支援者名簿への登録をしましょう

町が取り組むこと

取組・事業	内容	担当課
ボランティアセンター開設訓練	緊急時における支援体制の強化のため、大磯町社会福祉協議会及び大磯町災害救援ボランティアの会が、災害時のボランティアセンターを開設する訓練を行います。	福祉課
避難行動要支援者名簿の作成及び提供	災害時における要配慮者への対応を迅速に行うため、避難行動要支援者登録同意確認書に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、自主防災組織や民生委員児童委員等に提供します。	危機管理課 福祉課
個別避難計画の策定推進	災害時における要配慮者への支援を行うため、自主防災組織や民生委員児童委員と連携し、個別避難計画の策定を推進します。	危機管理課 福祉課
災害救援ボランティアへの支援	災害時の支援の担い手の確保に向け、災害救援ボランティア講座へ参加できるよう支援します。	危機管理課

施策 2-5 防犯活動の推進

高齢者や障がい者、子どもなどが犯罪の被害にあわないよう、地域での見守り体制の強化や防犯情報の共有化を図り、地域・学校・家庭などの連携による地域ぐるみの防犯活動を推進します。

地域で取り組めること

- 日頃から防犯意識を高めましょう
- 地域での見回りなどにより犯罪を未然に防ぐ活動を行いましょう

町が取り組むこと

取組・事業	内容	担当課
緊急通報サービス	ひとり暮らしや日中独居になる等、緊急事態発生に不安を抱えている高齢者に対し、緊急通報装置を貸し出し、緊急事態の対応や定期的な状態確認、相談などを行います。	福祉課
配食見守りサービス	ひとり暮らしや高齢者世帯で、見守りが必要な方が、何らかの理由により食事の確保が困難になった場合に、お弁当を配達することで、安否確認と健康で自立した生活を支援します。	福祉課
地域の防犯意識の向上	不審者情報等があった場所の情報を共有し、犯罪が起こりにくい地域づくりに努めます。	町民課・福祉課・学校教育課
見守り活動	町、学校、警察、自治会、民生委員・児童委員といった地域の協力者による児童・生徒の下校時の通学路等の見守りを実施します。	福祉課・学校教育課

基本目標 3 適切な支援へつなげる体制づくり

施策 3-1 情報を届ける仕組みの充実

様々な地域福祉活動やボランティアの情報、地域のイベント、気軽に相談できる場所、福祉サービスの内容など、生活環境や福祉に関する情報が住民に届くよう、情報発信の充実を図ります。

地域で取り組めること

- 積極的に福祉に関する情報を取得し、活用しましょう
- メールやSNS、インターネットを使った情報に親しみ、仲間との交流にも活用しましょう

町が取り組むこと

取組・事業	内容	担当課
高齢者等福祉サービスの周知	福祉サービスに関する情報が住民に届くよう、広報へサービス周知の記事を掲載します。	福祉課
広報紙発行/声の広報	福祉に関する情報が住民に届くよう、広報おいそについて、高齢者や障がいのある方等、誰にとっても読みやすく、わかりやすい紙面にするよう努めます。 また視覚障がい者向けに、広報の読み上げを録音し「声の広報」としてCDの貸し出しを行います。	政策課
ホームページでの情報発信	わかりやすい情報発信に向け、町ホームページは、高齢者や障がい者等に対しても提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、ウェブアクセシビリティに配慮した運用を行います。 また外国人向けに英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、韓国語に対応した変換機能も提供します。	政策課
SNS(YouTube)を使った情報発信	情報発信方法の充実に向け、町公式 YouTube による動画配信を始め、文字情報ではなく動画で必要な情報発信を行います。 今後、町の情報等を、LINE や Instagram を活用し、広く発信できるよう努めます。	政策課

施策 3-2 包括的な相談支援体制の充実

複雑化・複合化している住民の暮らしの中での課題に対して、分野を超えた包括的な相談支援につながる仕組みづくりを進めます。

また、子ども、高齢者、障がい者等が、日常生活の中での困りごとや福祉サービスの適切な利用等に対して、身近な地域で専門的な相談支援を受けられるよう充実を図ります。

地域で取り組めること

- ひとりで悩まず、誰かに相談するように心がけましょう
- 広報誌やホームページ、SNSを通じて、相談機関についての情報把握を日頃から心がけましょう
- 隣近所に困っている人がいたら話を聞いてみましょう

町が取り組むこと

取組・事業	内容	担当課
生活支援事業の実施	障がいのある人の福祉ニーズに応え問題解決を図る相談の場として、社会福祉法人などへの委託を通じて相談支援を行います。	福祉課
地域包括支援センター ー高齢者総合相談	福祉に関する問題解決に向けた様々な相談の場として、高齢者に関する介護、医療、福祉、健康などの様々な相談の他、虐待などの権利擁護に関する内容についての相談を行います。	福祉課
生活保護・生活困窮者自立支援事業	経済的に困窮している住民の相談の場として、生活保護に関する問い合わせがあった場合、平塚保健福祉事務所を案内します。また、生活困窮に関する問い合わせには、ほっとステーション横浜を案内します。	福祉課
地域包括支援センター ーの運営	大磯町地域包括支援センターにおける相談しやすい環境づくりを検討し、住民にとって身近な相談機関としての役割を果たし、町民の福祉ニーズに応え問題解決を図るため、センターの広報、周知を行うとともに、町と関係機関との連携強化・機能強化を行います。	福祉課

取組・事業	内容	担当課
子ども相談・支援	子育てに関する相談の場として、子育て支援総合センター（めばえ）・子育て支援センター（すくすく）のつどいの広場において子育てアドバイザーによる日常的な子育てに関する相談業務を行います。	子育て支援課
発達（療育）相談	子どもの発達に関する相談に対応するため、子育て支援総合センター（めばえ）・子育て支援センター（すくすく）において、臨床心理士・保健師・作業療法士・言語聴覚士による発達相談のほか、個別相談を行います。	子育て支援課
子育て支援センター事業	子育てに関する相談の場として、子育て支援総合センター（めばえ）及び子育て支援センター（すくすく）にてつどいの広場の運営を行います。 また、イベントや子育て講座等を開催します。	子育て支援課
随時健康相談、健診結果相談会	子育て中の保護者の相談の機会として、保健師・栄養士が随時健康相談（電話・面接・訪問）に応じます。	スポーツ健康課
地域のつながり事業	保健師が地区分担制をとり、民生委員・児童委員とともに健康を切り口とした住民の相談対応を行い、複合的(福祉的)な課題がある場合は関係機関につながります。	スポーツ健康課
教育相談・就学相談事業	児童生徒が抱える問題に対応するため、課題を整理し、学校生活の中で必要な支援を受けられるような体制づくりに努めます。	学校教育課



施策 3-3 適切な福祉サービスの提供と質の向上

福祉による支援を必要とする人が、適切な福祉サービスを選択・利用できるように、利用者ニーズの把握に努め、きめ細やかなサービスの提供と質の向上を促進します。

また、事業者や医療機関、学校など関係機関の連携による個別ニーズに応じた生活支援サービス・活動の充実を図ります。

地域で取り組めること

- 自分にあった福祉サービスを選択し、自分らしく暮らしましょう
- 事業者は、第三者評価の積極的な導入、利用者への情報開示、苦情事例からサービス改善につなげる仕組みの強化を進めましょう

町が取り組むこと

取組・事業	内容	担当課
障がい福祉サービスの提供	福祉サービスを受けられる環境の充実に向け、相談支援や地域生活を支援するサービスを整備します。	福祉課
生活支援体制整備事業	高齢者が在宅生活を継続していくため、支援ニーズとサービスのコーディネートを行う生活支援コーディネーターを配置し、必要となる生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築します。	福祉課
子ども食堂への支援	子どもの居場所づくりや子どもを養育する家庭を支援するため、活動団体への情報提供などの支援を行います。	子育て支援課
子どもの居場所づくり（学習支援）	子どもの居場所づくりや学力向上を支援するため、学習支援を必要とする子どもたちに、学習支援員やボランティアによる学習の支援を行います。	子育て支援課

施策 3-4 権利擁護の充実

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人の「財産」や「権利」を保護し支援するため、成年後見制度の周知や利用促進を働きかけていきます。

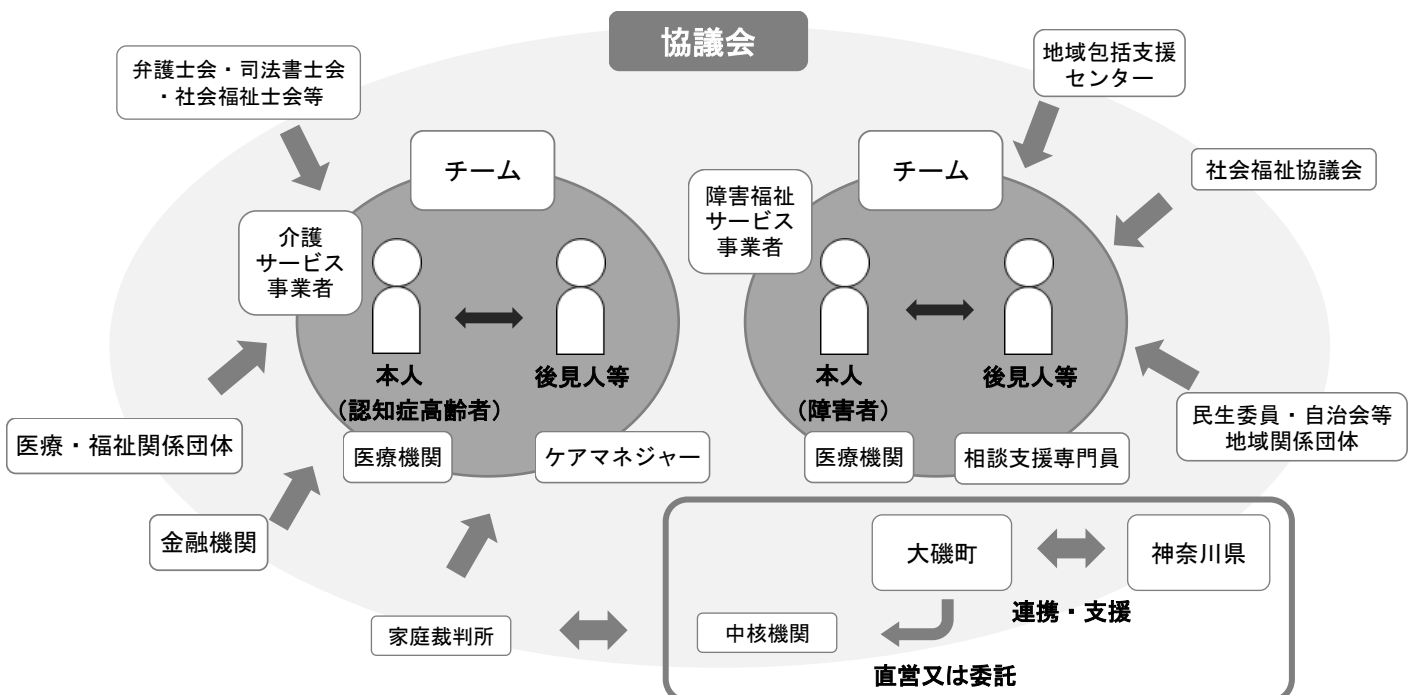
地域で取り組めること

- 権利擁護や成年後見制度について自ら学びましょう
- 支援が必要な人を早期発見し、支援につなげましょう

町が取り組むこと

取組・事業	内容	担当課
大磯町成年後見制度利用支援事業	認知症、知的障がい及び精神障がいのある人が成年後見制度を利用しやすくするため、町長による成年後見審判の申立てを行います。	福祉課
中核機関の設置	成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、成年後見制度に関して、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関の設置や体制づくりを進める協議体の設置について、他自治体との共同も含めて検討していきます。	福祉課

権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ



施策 3-5 関係団体との連携強化

地域における関係団体等の活動や連携の促進に向け、互いの活動を理解するための場の提供や情報の提供等の支援を行い、ネットワークでの情報共有を図るとともに、多様な主体による新たなつながりの構築に努めます。

また、社会福祉協議会等、関係団体による地域福祉活動を支援します。

地域で取り組めること

- 地域の座談会や研修会に参加しましょう
- 様々な分野で活動する人たちと交流し、意見交換しましょう

町が取り組むこと

取組・事業	内容	担当課
大磯町社会福祉協議会への支援	地域福祉活動の活性化に向け、大磯町社会福祉協議会が実施する地域福祉活動として、「法人運営事業」「企画広報事業」「地域福祉推進事業」の実施に伴う支援を行います。	福祉課
民生委員・児童委員の活動支援	民生委員との連携を強化するため、住民の生活上の相談窓口である民生委員と行政他諸機関との調整を図ります。	福祉課
介護予防活動団体への支援	介護予防活動団体の活動が充実するよう、必要な講師の派遣を行う他、活動費に対して補助金を交付し、活動の支援を行います。 また、地域での介護予防活動が活性化されるよう、知識や意識の普及、啓発を行うための支援を行う。	福祉課
防犯安全対策推進委員会の実施	園児、児童及び生徒が安心して保育、教育を受けられることができるよう、園、学校及び保護者が地域、関係機関等と連携し、防犯対策等に関する各種取り組みを推進します。	学校教育課

施策 3-6 重層的な地域福祉ネットワークの構築

様々な課題を抱える地域住民等に対して適切な支援が提供できるよう、専門職の充実と、関係機関等との連携による総合的な支援体制の充実を図ります。さらに、地域包括支援センターを中心に、相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業を一体的に実施します。

地域で取り組めること

- 身近で困っている人を相談窓口へつなげましょう
- 福祉事業所等の地域の各種相談窓口を周知するとともに、必要に応じて活用しましょう
- 事業所等は、地域住民に様々な福祉情報、各種相談窓口を周知するとともに、利用を呼びかけましょう。

町が取り組むこと

取組・事業	内容	担当課
重層的支援体制整備事業	断らない相談支援を実施し、分野を超えた連携体制を強化するため、これまで各分野における制度の対象外となっていた、複雑化・複合化した課題について早期に支援につなげることができる体制の構築を進めます。	福祉課
生活支援コーディネーター（生活支援体制整備事業）	資源開発、関係者間のネットワーク化、地域ニーズとサービス提供主体とのマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援、介護予防サービスの提供体制の充実に向けた取り組みを行います。	福祉課
地域ケア会議（包括的継続的ケアマネジメント事業）	個別ケースを検討し、出てきた課題から地域生活課題を探り、課題解決から地域包括ケアシステムの構築に繋げる手段としての会議を開催します。	福祉課



第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 住民・地域・関係団体との協働による計画の推進

一人ひとりが地域の中で自立し、地域への関心を深め、個々の支え合い・助け合いにより、コミュニティをつくりあげていくことが地域福祉の根幹です。主体である住民の協力がなければ、地域福祉を継続的に推進していくことは困難です。

そのため、地域住民や事業者、関係機関・団体、行政など、地域福祉の推進に関わるすべての人の主体的な参加や協力のもと連携し、推進していくことが大切です。

住民一人ひとりと、地域・関係団体などがそれぞれの役割や特性を活かしながら、相互に連携・協力して地域における福祉課題の解決に取り組みます。

(2) 社会福祉協議会との連携

地域福祉は、公的な支援による「公助」だけでは対応が困難であるとともに、個人の「自助」だけでも限界があることから、近隣の住民やボランティア・NPO団体等地域の力を活用した「共助(互助)」による支え合いが欠かせないものとなっています。

町は「自助や共助(互助)」を支援していく役割を担っており、社会福祉協議会は「共助(互助)」を推進していく立場にあります。

このことから、地域福祉の増進には両者が一体となった取組が不可欠のため、社会福祉協議会の体制づくり、運営体制の強化、「通いの場」の普及に向けて、大磯町社会福祉協議会が中心となって、各地域に支援ができるような体制づくりを支援するなど、これまで以上に連携を強化し、協力する体制を確立していきます。

また、大磯町社会福祉協議会が中心となって策定している地域福祉活動計画と町が策定している地域福祉計画は、地域福祉の推進に向け、相互に連携した施策の展開が必要であることから、適切な時期に、その時点における社会情勢や地域の実情なども踏まえた上で、計画内容を精査し、計画の見直しを検討するなど両計画の整合を図ります。

(3) 計画の普及啓発

本計画は、住民・関係団体・社会福祉協議会及び行政が、計画で位置づけられたそれぞれの取組を認識し、施策を展開する中で連携し、協働して推進していかなければなりません。

計画の推進にあたっては、まず、地域福祉の理解を広げるために、地域福祉計画を多くの住民に知ってもらうため、様々な場面においても積極的な計画の周知に努めていきます。

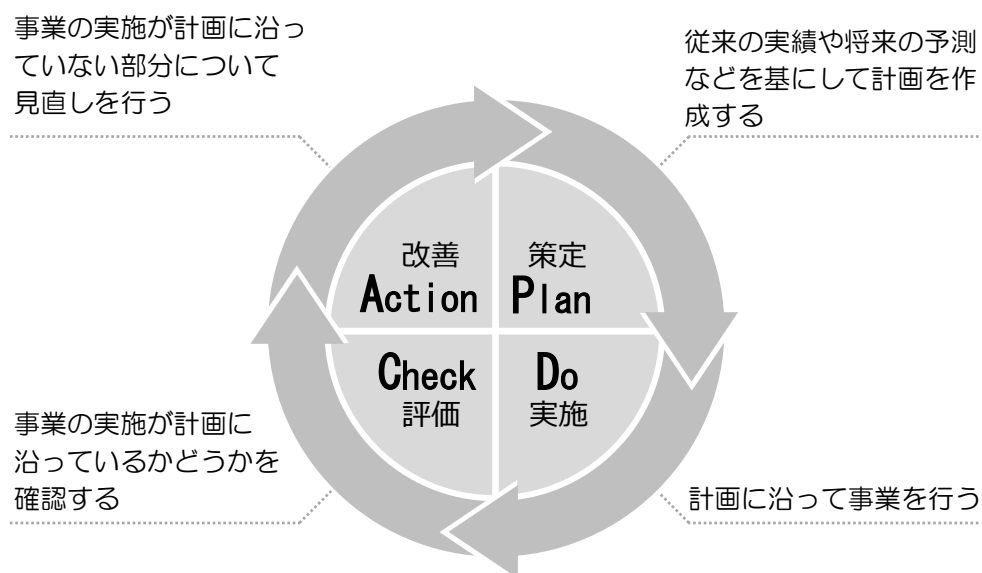
2 計画の点検・評価

計画を着実に推進するため、PDCAサイクルの考え方のもと、計画の進捗状況について継続的に検証を行います。検証にあたっては、必要な施策の見直しを講じるとともに、次期計画の策定における改善に反映します。

評価においては、計画の進捗状況や施策の効果の点検・評価を毎年度実施していきます。

また、計画内容の見直しにあたっては、社会情勢や地域の変化を踏まえ、効果的な改善方策を進めます。

PDCAサイクルのイメージ





資料編

1 策定経過

実施年月日	策定経過
令和4年2月3日～ 2月18日	大磯町地域福祉に関するアンケート調査 (対象：20歳以上の町民2,000人)
7月5日	第1回大磯町地域福祉計画策定委員会 ・大磯町地域福祉計画の策定概要・スケジュールについて ・大磯町地域福祉に関するアンケート調査結果について
9月15日	第2回大磯町地域福祉計画策定委員会 ・地域福祉計画策定に向けた大磯町の課題について ・大磯町地域福祉計画の体系・骨子の検討について
12月9日	第3回大磯町地域福祉計画策定委員会 ・大磯町地域福祉計画（素案）について
令和5年1月16日～ 2月14日	パブリックコメントの実施
3月2日	第4回大磯町地域福祉計画策定委員会 ・パブリックコメントの結果報告について ・大磯町地域福祉計画書最終案の報告・検討について

2 策定委員会規則

○大磯町地域福祉計画策定委員会規則

令和4年4月27日大磯町規則第10号

大磯町地域福祉計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大磯町附属機関の設置に関する条例（昭和30年大磯町条例第16号。以下「条例」という。）第2条の規定により設置された大磯町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）について、条例第3条の規定に基づき所掌事項及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項の規定に基づく地域福祉計画（以下これらを「計画」という。）の策定、改訂に関し調査審議を行うこと。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命するものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 大磯町民生委員児童委員協議会が推薦する者
- (3) 大磯町区長連絡協議会が推薦する者
- (4) 大磯町社会福祉協議会が推薦する者
- (5) 大磯町内の社会福祉法人のうち、町長が必要と認める団体の長
- (6) 大磯町内の社会福祉施設のうち、町長が必要と認める団体の長
- (7) 平塚保健福祉事務所が推薦する者
- (8) 大磯町地域包括支援センターが推薦する者
- (9) 公募町民
- (10) 中郡医師会大磯班が推薦する者
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中に新たに追加した委員の任期は、他の委員の任期に合わせるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員(議長を除く。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の招集の特例)

第8条 委員の任期満了後に開く最初の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が行う。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、地域福祉計画策定主管課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初を開く会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

3 策定委員会委員名簿

(敬称略)

No.	区分	委員	団体名	備考
1	学識経験者	細田 満和子	国際学園星槎大学	委員長
2	民生委員児童委員	鈴木 孝善	大磯町民生委員児童委員協議会	令和4年12月8日まで
		織戸 明		令和4年12月9日から
3	民生委員児童委員	佐野 千代子	大磯町民生委員児童委員協議会	
4	区長連絡協議会	小泉 隆史	大磯町区長連絡協議会	
5	社会福祉協議会	竹内 京三	(社福)大磯町社会福祉協議会	令和5年1月31日まで
		鈴木 豊男子		令和5年2月1日から
6	障がい者福祉施設	萩原 勝己	(社福)素心会	副委員長
7	高齢者福祉施設	山田 政雄	(社福)豊友会特別養護老人ホーム大磯喜楽園	
8	児童福祉施設	山田 和信	(社福)エリザベス・サンダース・ホーム	
9	関係行政機関	富岡 順子	神奈川県平塚保健福祉事務所	
10	高齢者支援機関	坂本 佳総	大磯町地域包括支援センター	
11	公募町民	渡邊 一彦	公募委員	
12	医師会	木内 忍	(一社)中郡医師会大磯班	
13	関係各課(町職員)	熊澤 香織	町子育て支援課	
14	関係各課(町職員)	小川 真木野	町スポーツ健康課	
15	関係各課(町職員)	長岡 千明	町学校教育課	

4 用語解説

	用語	解説
あ 行	NPO	社会的な活動をする民間の非営利組織。
	NPO法人	民間非営利団体のうち、法的な人格を認めた特定非営利活動法人のこと。
	大磯町子ども笑顔かがやきプラン	大磯町における子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画。 現行計画の期間は令和2年度から令和6年度。
	大磯町障がい者福祉計画	大磯町における、障害者基本法に基づく市町村障害者計画及び障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画、児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画を一体的に策定した計画。 現行計画の期間は障がい者福祉計画が令和3年度から令和5年度、障がい福祉計画、障がい児福祉計画が令和3年度から令和5年度。
	大磯町高齢者福祉計画・介護保険事業計画	大磯町における、老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画一体的に策定した計画。 現行計画の期間は令和3年度から令和5年度。
	大磯町地域防災計画	災害対策基本法の第40条に基づいて地方自治体の長がそれぞれ防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務等を具体的に定めた計画。
	大磯町自殺対策計画	大磯町における、自殺対策基本法に基づく市町村自殺対策計画。 現行計画の期間は令和元年度から令和5年度。
か 行	核家族	家族形態のひとつで具体的には、「夫婦のみの世帯」「夫婦と未婚の子のみの世帯」「ひとり親と未婚の子のみの世帯」のいずれかの形態を指す。
	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を怠ることができない人のこと。
	権利擁護	認知症、知的障がい、精神障がいなど判断能力が十分でない人の生活・権利を守るため、自ら主張できるように支援すること。成年後見制度は、その一つである。
	けんこうプラン大磯	健康増進法に基づく市町村健康増進計画及び食育基本法に基づく市町村食育推進計画、スポーツ基本法に基づく地方スポーツ推進計画を包含した計画。 現行計画の期間は令和5年度から令和9年度。
	個別避難計画	大磯町避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画のもと、高齢者や障がい者など、災害時に一人では避難することが困難な方（避難行動要支援者）について、誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要かなど、あらかじめ記載したもの。

	用語	解説
さ 行	社会福祉協議会	全国社会福祉協議会の下に都道府県、市町村のそれぞれ行政単位に組織された半官半民の福祉団体。住民の福祉向上を目的とし、調査、総合的企画、連絡・調整、普及・宣伝、人材開発・研修、事業の企画・実施を行う。
	重層的支援体制整備事業	市町村における既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①「属性を問わない相談支援」、②「参加支援」、③「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱とし、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施する事業。
	制度の狭間	既存の制度には合致せず、使える制度がない、もしくはあっても不十分な状態。
	成年後見制度	財産を管理したり、介護等のサービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要がある場合、認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な人を保護し支援するための制度。
た 行	地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置づけられている。
	地域コミュニティ	地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りなどに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。
	地域生活課題	福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。

	用語	解説
は 行	8050問題	80代前後の高齢の親が50代前後のひきこもりの子どもの生活を支える問題。
	バリアフリー	障がい者や高齢者などが日常生活を送る上での妨げとなる、さまざまな障壁（バリア）を取り除くこと。もとは段差や仕切りの解消などを指したが、現在では、意識や各種制度などあらゆる面において、社会参加を困難にするものを取り除くこととして用いられる。
	避難行動要支援者	災害が発生したときまたは災害が発生する恐れがあるときに、自ら避難することが困難な要配慮者であって、円滑・迅速な非難のために特に支援が必要な人。
ま 行	民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員であり、児童委員も兼ねる。支援が必要な人の相談に応じ、市や関係機関へ橋渡しする支援等を行っている。また、児童委員の中から、関係機関等と児童委員とのつなぎ役となる主任児童委員が指名されている。
や 行	ヤングケアラー	家族にケアを必要とする人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている18歳未満の子ども。
	ユニバーサルデザイン	年齢や性別、身体の状態等に関わらず、誰もが安全に使いやすくわかりやすい暮らしを実現するために、物や環境、サービス等を設計段階からデザインすること。「バリアフリー」が既にある障害（バリア）を解消することであるのに対し、「ユニバーサルデザイン」は、最初から障害（バリア）を作らないようにすること。

大磯町地域福祉計画

令和5年3月

発行：大磯町

〒255-8555 神奈川県中郡大磯町東小磯 183

電話番号 : 0463-61-4100 (代表)

ファックス : 0463-61-6002
